

障害者控除の資料

目 次

2. 豊橋市	1
3. 岡崎市	5
5. 瀬戸市	8
6. 半田市	10
8. 豊川市	13
10. 碧南市	15
11. 刈谷市	16
12. 豊田市	18
14. 西尾市	27
17. 常滑市	30
18. 江南市	32
19. 小牧市	34
21. 新城市	36
22. 東海市	37
24. 知多市	38
26. 尾張旭市	39
27. 高浜市	41
29. 豊明市	43
32. 愛西市	44
33. 清須市	46
36. みよし市	48
37. あま市	49
39. 東郷町	59
41. 大口町	67
42. 扶桑町	68
43. 大治町	69
44. 蟹江町	70
49. 美浜町	72
47. 東浦町	73

障害者控除対象者認定申請書

豊橋市長様

下記の者を、所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 10 条第 1 項第 7 号及び地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 7 条第 7 号の規定に基づく障害者又は所得税法施行令第 10 条第 2 項第 6 号及び地方税法施行令第 7 条の 15 の 11 第 6 号の規定に基づく特別障害者として認定してくださるよう申請します。

		申請年月日	年 月 日
申請者氏名	㊞	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
住 所	電話番号（ — ）		
下記の者との続柄 本人、同居親族（続柄 ）、税法上の扶養家族（続柄 ）			

フリガナ		生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日	
対象者氏名				
住 所	豊橋市		性別	男・女
申請理由	(1) (特別) 障害者に準ずるもの (2) 認知症高齢者 に該当すると思われるため (3) ねたきり老人			

障害者控除対象者認定のために必要があるとき、豊橋市が保有する介護保険認定資料を閲覧することについて、同意します。

氏 名 ㊞

※下欄は記入しないでください。

確 認 欄	対象者の身体状況	障害者 ・ 身体障害者（3・4・5・6級）に準ず。 ・ 知的障害者（軽度・中度）に準ず 特別障害者 ・ 身体障害者（1・2級）に準ず。 ・ 知的障害者（重度）に準ず ・ ねたきり老人		
	・ 身体障害者診断書・意見書（適 ・ 不適） ・ 訪問調査結果（適 ・ 不適） ・ 主治医意見書（適 ・ 不適）	確認印		

様式第 1

障害者控除対象者認定申請書

豊橋市長様

下記の者を、所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 10 条第 1 項第 7 号及び地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 7 条第 7 号の規定に基づく障害者控除対象者として認定していただくよう申請

ご案内の氏名の下に数字

を記入してください

申請者氏名	橋太郎 豊印	申請年月日	27年1月6日
住 所	豊橋市 今橋町 1	生 年 月 日	明治・大正・昭和 31年5月7日
電話番号	(51 - 3155)		
下記の者との続柄	本人、同居親族（続柄 長男）、税法上の扶養家族（続柄 ）		

0000001234

同じ人・同じ印

フリガナ	トヨ ハシコ	生 年 月 日	明治・大正・昭和 11年7月20日
対象者氏名	豊 橋子	性 別	男 女
住 所	豊橋市 今橋町 1		
申請理由	(1) (特別) 障害者控除対象者 (2) 記入不要 (3) ねたきり老人		

障害者控除対象者認定のために必要があるとき、豊橋市が保有する介護保険認定資料を閲覧することについて、同意します。

氏 名 豊 橋太郎 豊印

＊下欄は記入しないでください。

確 認 欄	対象者の身体状況	障害者 ・ 身体障害者（3・4・5・6級）に準ず。 ・ 知的障害者（軽度・中度）に準ず 特別障害者 ・ 身体障害者（1・2級）に準ず。 ・ 知的障害者（重度）に準ず ・ ねたきり老人
	・ 身体障害者診断書・意見書（適・不適） ・ 訪問調査結果（適・不適） ・ 主治医意見書（適・不適）	確認印

事 務 連 絡
平成26年12月26日

豊橋市福祉部 長寿介護課

税の障害者控除対象者の認定申請について（ご案内）

寒さ厳しき折、皆様方いかがお過ごしでしょうか。

さて、まもなく税の確定申告を行う時期がやってまいります。

つきましては、身体障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の高齢者の方で、認知機能の低下及び寝たきり状態などで介護を必要とする方には、知的障害者又は身体障害者に準ずる方として障害者控除が受けられる場合がありますのでご案内させていただきます。

この障害者控除を受けるためには「障害者控除対象者認定書」を確定申告時に提示する必要がありますので、該当すると思われる方は確定申告をする前に市役所長寿介護課に申請してください。

記

※要介護度による判定ではありません。

1 特別障害者控除対象者の基準（要介護認定者の場合）

- ・寝たきり状態で常に介護が必要な方（主治医意見書又は訪問調査票に記載されている障害高齢者の「日常生活自立度」がBまたはCの方）
- ・日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする方（主治医意見書に記載されている認知症高齢者の「日常生活自立度」がIVまたはMの方）

2 普通障害者控除対象者の基準（要介護認定者の場合）

- ・日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を要する方（主治医意見書に記載されている認知症高齢者の「日常生活自立度」がⅢの方）

3 申請手続き

- ・同封の申請書に裏面記入例を参考に必要事項を記載のうえ、同封の返信用封筒で郵送するか又は市役所長寿介護課（東館3階 北側）で申請してください。

4 障害者認定による所得金額からの控除額

所得税 40万円（特別）又は27万円（普通）

住民税 30万円（特別）又は26万円（普通）

5 問合せ先 市役所 長寿介護課 介護保険給付グループ（TEL 51-3155）

* 次の方は申請する必要はありません。

- ・この認定書が無くても、確定申告をする人（本人又は扶養者）の税金が非課税になる場合
- ・身体障害者手帳1級、2級（3級以下）、療育手帳A（B、C）、精神障害者保健福祉手帳1級（2級、3級）をお持ちの方、カッコ内は普通障害該当の場合
- ・過去に「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている方（お身体の状態が変わらなければ繰り返し使用できます）

事 務 連 絡
平成26年12月26日

地域包括支援センター様
居宅介護支援事業者様

豊橋市福祉部 長寿介護課

税の障害者控除対象者の認定申請の周知について（依頼）

初冬の候、ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、年明けには税の確定申告を行う時期がやってまいります。

つきましては、身体障害者手帳等の交付を受けていない65歳以上の高齢者の方で、認知機能の低下及び寝たきり状態などで介護を必要とする方には、知的障害者又は身体障害者に準ずる方として障害者控除が受けられる場合があります。この障害者控除を受けるためには「障害者控除対象者認定書」を確定申告時に添付する必要がありますので、該当すると思われる方にはご案内を送付しております。

要介護認定者で下記事項に該当されるような方が見えまして認定申請のご案内をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

○ 障害者、特別障害者であることの豊橋市の認定基準

（以前に障害者控除対象者認定書を発行されていない方が対象です。）

	認 定	認定基準	要介護認定に係る判断基準
障害者	(1)障害者(軽度・中度)に準ずるもの	○障害者の障害の程度の判定基準(重度以外)と同程度の障害の程度であること	・認知症高齢者の日常生活自立度 ランクⅢa～Ⅲb（意見書）
特別 障害者	(1)障害者(重度)に準ずるもの	○障害者の障害の程度の判定基準(重度)と同程度の障害の程度であること	・認知症高齢者の日常生活自立度 ランクⅣ、M（意見書）
	(2)ねたきり老人	○常に就床を要し、複雑な介護を要する状態であること(6ヶ月以上臥床し、食事・排便等の日常生活に支障がある状態)	・障害高齢者の日常生活自立度 ランクB1～C2(意見書又は調査書)

* 次の方は申請する必要はありません。

- ・ この認定書が無くても、本人あるいは扶養者の税金が非課税になる場合
- ・ 身体障害者、療育手帳等を持参している方
- ・ 過去に「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている方（繰り返し使用できます）

問合せ先 長寿介護課 介護保険給付グループ（TEL 51-3155）

変更・更新認定結果通知を受けられた方へ

陳情書
□□-1-⑤
(1)ゴ分
岡崎市

在宅（居宅）サービスを利用されている方へ

認定結果通知書と新しい被保険者証を、ケアマネージャー（居宅介護支援事業者）に提示してください。

※ 要支援1・2の認定を受けた方は、ケアプラン作成事業者がお住まいの地域の地域包括支援センターになります。ただし、現在のケアマネージャー（居宅介護支援事業者）が地域包括支援センターから委託を受けて、引き続きケアプラン作成をお願いする事も可能です。詳しくは、ケアマネージャーにご相談ください。

施設サービスを利用されている方へ

認定結果通知書と新しい被保険者証を施設に提示してください。

※ 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちで、愛知県在宅重度障害者手当を受給中の方は、施設に入所される場合は、岡崎市役所障がい福祉課（電話 23-6113）まで必ずご連絡ください。

サービスを利用されていない方へ

サービス利用を希望される時は、あなたの要介護度に応じて手続きが異なりますので、以下のとおり行ってください。

- 要介護1から5の認定を受けた方で在宅（居宅）サービスを希望される方
居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）を選んでご連絡ください。
- 要介護1から5の認定を受けた方で施設サービスを希望される方
ご希望の施設に直接ご連絡ください。
- 要支援1・2の認定を受けた方
お住まいの地域の地域包括支援センターにご連絡ください。（裏面参照）

※お問合せ先 岡崎市役所長寿課
(市役所東側福祉会館1階⑩番) 電話 23-6682

身体障害者手帳の取得ができ、福祉サービスが受けられる場合があります

寝たきりや、自力歩行が困難な方、両眼で見ても物がほとんど見えない方、耳元で大きな声を出さないと聞き取れない方で、その症状が6カ月以上続いている場合は、身体障害者手帳を取得できる場合があります。

身体障害者手帳を取得すると、障害者手当支給、医療費助成、税金の軽減などのサービスを受けることができる場合があります。

《税金軽減の例》

65歳以上の方で、障害者控除の他、前年の合計所得金額が125万円以下（収入が公的年金のみで誰も扶養していない人の場合は、年金額が245万円以下）であった人が市民税非課税になるなど。

要介護認定者についても、同程度の機能障害がある方は、手帳を取得できる場合があります。また、障害者控除対象認定証明を受け、税金の軽減措置を受けることができます。※身体障害者手帳取得等の手続きは、障がい福祉課（電話 23-6113）までお問合わせください。

陳情書
12-1-5
障がい分

高齢者の障がい者控除対象者認定書の発行について

(ご案内)

所得税法や地方税法では、申告する本人または扶養親族が障がい者または特別障がい者に該当する場合、一定金額を所得から控除することができる制度があります。

身体障がい者手帳の交付を受けていない 65 歳以上の要介護者（前年の 12 月 31 日現在で要介護 1 から要介護 5 の認定を受けている方）で、障がい者等に準ずる方であると認められますと障がい者控除または特別障がい者控除を受けることができる場合がありますので、ご希望の方は、障がい福祉課の⑰番窓口にて障がい者控除対象者認定書交付の申請をしてください。

※ ただし、認定は 12 月 31 日時点での判定となりますので、翌年の確定申告時または市県民税の申告時に申告し、控除を受けることができます。

申請できる方

ご本人、あるいはご本人と税法上の扶養・被扶養の関係にある方

※ ただし、本人・本人を扶養する人が所得税・市県民税の申告の必要のない人は申請の必要がありません。

申請方法

印鑑と介護保険被保険者証を持参の上、福社会館 1 F ⑰番窓口（障がい福祉課）までお越しください。

「障がい者控除対象者認定書」は、税法で定められた基準日（12 月 31 日）以降で、申請者の方に対して障がい者控除対象者と認められる場合に発行（窓口渡し、または郵送）いたします。

認定書発行手数料

無料

問い合わせ先

障がい福祉課 障がい班 TEL 23-6867

市民税 県民税
所得税 消費税
復興特別所得税

税の申告は正しく期限内に

申告相談期間 ▶ 2月17日(月)から3月17日(月)まで

市民税 県民税の申告

市民税課 ☎23・6082

申告が必要なたは期限内に手紙をお送りします。
また、市・県民税の申告相談を左のとおりに行います。最寄りの会場へお越しください。

申告相談会場	受付日
ぬかた会館	2月17日(月)・18日(火)
大平市民センター	2月19日(水)・20日(木)
東部市民センター	2月25日(水)・26日(木)
岩部市民センター	2月27日(金)・28日(土)
六ツ井市民センター	3月4日(火)・5日(水)
矢作市民センター	3月6日(木)・7日(金)
南部市民センター分館	3月11日(火)・12日(水)
市役所福祉会館6階ホール	2月17日(月)～3月17日(月)(土・日曜日は除く) ※ただし、2月23日(日)、3月2日(日)は受付し ません。

※時間は9時～12時、13時～16時30分

市・県民税の申告が必要なた
今年1月1日現在、市内に住む、主に次の①～④に該当するかた(所得税の確定申告をするかたを除く)
①営業、農業、不動産の所得がある
は、土地や建物などの課税による所得のあったかたで、所得税の確定申告の義務のないかた②給与所得者と給与所得以外に所得のあったかた、または2カ所以上から給与を受けたかた③給与や年金などを受けているかたで、医療費控除、生命保険料控除、扶養控除などを受けようとするかた
▶提出先▶直接または郵送で市役所市民税課(〒441-8601)
2月17日(月)～3月17日(月)まで
▶提出期限▶3月17日(月)必着
▶申告に必要なもの▶市・県民税・市民税申告書(市役所市民税課にもあります)④印紙⑤源泉徴収票または給与明細書⑥営業、農業、不動産などの収入、経費の明らかなる簿類、なる、項目ごとに計算しておいてください。⑦医療費、生命保険料、国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料などの各種

納税収支または証明書、医療費で保険金などから補てんされる金額のわかるもの。なお、医療費控除を受けるかたは、合計支払金額と保険金などから補てんされる金額を計算しておいてください。⑧障がい者のかたは障がい者手帳など(障がい者控除対象者認定書を含む)
▶その他▶公共交通機関をご利用ください。⑨収入がなかつたかたも、国民健康保険料の減額など行政サービスを受けるために申告が必要でも、⑩自分で申告書記入できるかたは郵送による提出が便利です。
年金収入が400万円以下のかたの申告
公的年金などの収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下のかたは、所得税の還付を受けるための手帳をする機会を過ぎ、確定申告の必要がなくなりました。ただし、医療費控除、生命保険料控除などあるかたは、市・県民税の申告が必要になる場合があります。

次に該当するかたは税務署で申告相談をお願いします
▶土地、家賃、株式など譲渡したかた
▶営業、農業、不動産の確定申告をするかた▶青色の確定申告をするかた▶以償などによる控除(児童控除)を受けるかた▶所得税の住宅借入金等特別控除を受けるかた
所得税・市県民税の申告に課税明細書のご利用を
平成25年分所得税・市県民税の事業用資産などの申告で、固定資産税・都市計画税の控除を受けるかたは、平成25年4月に郵送した「平成25年度固定資産税・都市計画税(土地・家賃)課税明細書」をご利用ください。
税務課 ☎23・6107

所得税 復興特別所得税 消費税の申告

岡崎税務署 ☎58・6511(自動音声案内)

所得税の確定申告でe-Taxを多く利用いただくメリット
e-Taxとは、あらかじめ開始届出書を提出し、利用資格審査などを取得しておけば、インターネットで国税に関する申告や納税、申請、届出などの手続きができるシステムです。
①自宅からネットでも申告
確定申告期間中は、24時間提出(送信)できます。
②納付書類の提出省略
③期日告知の電子メール
詳しくはTax-e-タックスををご覧ください。
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

確定申告会場の案内
▶日時▶2月17日(月)～3月17日(月)土・日曜日は除く(2月23日、3月2日の日曜日は開場します)9時～17時※申告書の作成には時間がかかりますので、16時までにお願いします。
▶場所▶岡崎合同庁舎4階第2会議室(岡崎町・ふじのくにセンター1階)
▶内容▶税務署の職員がパソコンを利用した確定申告書などの作成アドバイスを行います。
▶持ち物▶申告書類(源泉徴収票・前年の申告書・利用資格審査の分かる書類など)
▶その他▶確定申告用紙は、2月上旬に発行予定です。④源泉控除は大変煩雑です。申告書は自分で作成し、お早めに郵送など提出を。⑤会場には公共交通機関をご利用ください。

復興特別所得税について
平成25年から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納税をすることとされています。
復興特別所得税の額は、各年分の基準所得額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。
税理士による無料税務相談所
所得税の相談と併せて消費税及び地方消費税の相談にも応じます。詳しい日程は、左表のとおりです。
なお、滝渡・山本所長のあるかた、贈与税の申告をするかた、贈与税の新規課税業者の申告書の作成に必要書類を要するかた、青色申告特別控除55万円を受けようとするかたのころ来

無料税務相談会場	開催日
市役所福祉会館 6階ホール	2月17日(月)・28日(金)
ぬかた会館 (ぬか山)	2月17日(月)・19日(水)
岡崎合同庁舎第2会議室 (岡崎町・ふじのくにセンター1階)	2月17日(月)・26日(金)
岡崎信用金庫本店 (竜崎町)	2月17日(月)・28日(金)
六ツ井信用金庫 (下井野町)	2月21日(木)・25日(月)
ぬかた信用金庫本店 (坂本町)	2月20日(水)・21日(木)
ぬかた信用金庫支店 (北本町)	2月17日(月)

障がい者控除対象者認定の申請
障がい者手帳を未取得の65歳以上のかたで介護保険の要介護1以上のかたは、確定申告で障がい者控除の適用を受けられます。申請されるかたは、印鑑(本人と申請者)と介護保険証を持つて障がい者福祉課(福祉会館1階)へ。
※申請の作成に長時間を要するかたなどの相談は、必ず事前に税務署の確定申告会場をご利用ください。
※相談時間は、9時30分～12時、13時～16時。土・日曜日は除く。

住宅借入金等特別控除の確定申告説明会を開催します
住宅借入金等特別控除は、一定の住宅ローンを利用してマイホームを新築・購入または増築し、かつ一定の条件を満たすときに、住宅ローンの年末残高の一定割合が、所得税から控除される制度です。
▶日時▶2月4日(火)・10日(月)土・日曜日は除く 各日4回(実施 9時～10時30分、11時30分～15時)
▶場所▶岡崎合同庁舎4階第2会議室(岡崎町・ふじのくにセンター1階)
▶対象者▶住宅借入金等特別控除及び控除を受けるために必要な書類などについての説明は、岡崎税務署へお問い合わせください。

489-

〇〇町〇丁目〇〇番地

〇 〇 〇 〇 様

瀬戸市健康福祉部高齢者福祉課

障害者控除対象者認定書の交付について（お知らせ）

日ごろは、瀬戸市の介護保険事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、所得税法や地方税法では、申告する本人又は扶養親族が「障害者」に該当する場合、障害者控除又は特別障害者控除（以下「障害者控除等」という。）として、一定金額を所得から差し引くことができます。

この「障害者控除等」については、身体障害者手帳等をお持ちでない方でも『障害者控除対象者認定書』の交付を受けることにより、「障害者控除等」を受けることができます。

〇〇〇〇様は、平成26年12月31日現在の介護保険の要介護認定状況から、認定書の交付基準に該当しますので、『障害者控除対象者認定書』を交付します。所得税や住民税の税務申告の際にお使いください。

このお知らせは、平成26年1月1日以降に新たに対象となられた方及び要介護認定状況の変更により昨年度以前に交付した認定書の内容が変更となられた方にお送りしています。

この認定書に関するお問合せは、下記までお願いいたします。

<ご確認ください>

- この認定書は、税の申告にご利用いただくためのもので、障害者手帳の代わりではありません。
- あなたやあなたを扶養する方が、所得税や住民税の税務申告を行う必要がない場合は、この認定書は必要ありません。
- この認定書は、障害者控除等の対象となる方の障害事由が存続している期間は有効となりますので大切に保管してください。
- 平成26年分より前の認定書が必要な場合は、下記の問合せ先までご連絡ください。

<問合せ先> 瀬戸市役所 高齢者福祉課
電話 0561-88-2620（直通）

＜参考＞

○障害者控除対象者認定書交付の判定について

満65歳以上の方を対象とし、平成26年12月31日現在（死亡された場合は死亡日）で判定します。

障害者控除・・・おおむね要介護1から要介護3

特別障害者控除・・・おおむね要介護4、5

※上記のほか、主治医意見書や認定調査の内容から判断して認定します。

○所得控除額 障害者控除・・・所得税27万円 住民税26万円

特別障害者控除・・・所得税40万円 住民税30万円

・控除対象配偶者又は扶養親族が、同居特別障害者である場合は、特別障害者控除のほかに、同居特別障害者の控除（所得税）35万円（住民税）23万円が、配偶者控除又は扶養控除の額に加算されます。

＜問合せ先＞ 瀬戸市役所 高齢者福祉課

電話 0561-88-2620（直通）

介護給付費通知書を発送します

利用状況などをご確認ください

12月上旬に、介護サービスを利用された方へ「介護給付費通知書」を郵送します。介護サービスの内容や利用状況をご確認ください。

送付内容

平成25年10月～平成26年9月の介護サービス利用分について
※費用の請求ではありません。

問い合わせ

介護保険課 ☎0649

障がい者控除対象者認定の案内を同封します

平成27年1月5日から、平成26年分確定申告用の「障がい者控除対象者認定書」の交付を開始します。

介護保険課から送付する介護給付通知書に案内を同封しますので、希望される方は、申請してください。

障がい者控除対象者認定書とは

65歳以上で、障がい者手帳所持者に準ずる障がいのある方が、所得税や住民税の控除を受けるために交付されるものです。

対象者

介護認定を受けた65歳以上の方で、認知症や寝たきりなどで精神や身体に障がいがあり、一定の基準に該当する方(認定内容で審査)

※重度の障がい者手帳(身障手帳

1・2級、療育手帳A判定、精神手帳1級)をお持ちの方は、手帳の提示により特別障がい者控除を受けられるため、申請は不要です。

申請・問い合わせ

地域福祉課 ☎0643

寝具乾燥クリーニングのお知らせ(第4回)

無料で寝具の洗濯乾燥クリーニング(年2回以内)を実施します。

対象者

寝具の衛生管理が困難な次の世帯

◇65歳以上の方で構成される世帯

◇65歳以上の方及び重度心身障がい者で構成される世帯

実施日

◇申込締切 12月24日(水)

◇回収日 平成27年1月21日(水)

◇配送日 平成27年1月28日(水)

利用できる枚数

◇掛け布団、敷き布団 各1枚

◇毛布 2枚

申込み・問い合わせ

所定の申請書を地域福祉課へ

※代行申請や郵送での申請も可。

※申請書は地域福祉課にあります。

問い合わせ

地域福祉課 ☎0644

ひとり親家庭等へ支給されている児童扶養手当が改正されました

これまで、公的年金等を受けているため、児童扶養手当の対象とならなかった方も、12月1日以降は、申請される方や児童が受け取る公的年金給付等の額が児童扶養手当額よりも低い場合には、その差額分の手当が支給されるようになります。

申請方法

手当を受けるためには、子育て支援課への申請が必要になります。差額の計算方法など詳しくは、お問い合わせください。

※来庁される際は、受給中の年金額がわかる書類をお持ちください。

参考(手当月額/12月1日時点)

◇児童1人の場合は41,020円、9,680円(所得に応じて決定)

◇第2子は5,000円加算

◇第3子以降は3,000円加算

問い合わせ

子育て支援課 ☎0658

ご存知ですか?

国民年金の付加年金

定額の国民年金保険料に付加保険料1か月400円を上乗せして納めると、次の式で計算された額が老齢基礎年金に加算されます。

ただし、国民年金基金に加入中の方は、利用できません。

付加年金受給額の計算式

200円×付加保険料納付月数

付加保険料を10年間納付した場合

◇付加保険料

400円×10年(120月)

＝48,000円

◇付加年金額

200円×10年(120月)

＝24,000円(年額)

※2年分の付加保険料と同額となり、3年目から得することになります。

申請・問い合わせ

年金手帳、印鑑をお持ちのうえ、保険年金課へ ☎0653

市街地整備事務所の建物などを売り払います

市が所有する市街地整備事務所の建物などを、一般競争入札により、売り払います。

なお、入札参加の申込みにあたっては、実施要領により条件をご確認ください。

「実施要領」配布期間

12月5日(金)～15日(月)

入札参加申込み期間

12月9日(火)～15日(月)

入札日時・場所

◇日時 12月22日(月)14時～

◇場所 市街地整備事務所

(南末広町13番地)

問い合わせ

市街地整備課 ☎28851

高齢者の所得税、地方税法上の「障がい者控除対象者認定書」
(確定申告添付書類) 交付について (お知らせ)

平成27年1月5日から、平成26年分確定申告用「障がい者控除対象者認定書」の交付の受付を開始いたします。下記の内容をご確認の上、交付を希望される方は、申請してください。

■「障がい者控除対象者認定書」(確定申告添付書類)とは

確定申告のときに、心身に障がいのある65歳以上の方が障がい者控除を受けるために、市が発行する認定書です。

障がい者手帳の交付を受けていない方でも、認知症や寝たきりなどで、身体や精神に障がい者手帳所持者と同等の障がいのある方は、この認定書により、所得税や地方税法上の障がい者控除を受けることができます。

※対象とならない方、および、申請の必要のない方

- 65歳未満の方
- 交付基準に該当しない方 (介護認定の内容を基に審査します)
⇒【参考】別紙「障がい者控除対象者認定書の基準について」
- 所得税、地方税が非課税の方
- 身体障がい者手帳 (1・2級)、療育手帳等 (A判定)、精神障がい保健福祉手帳 (1級) を交付されている方

■申請が可能かつ必要な方かどうかは、裏面の「申請対象者チェックリスト」でご確認いただき、参考としてください。

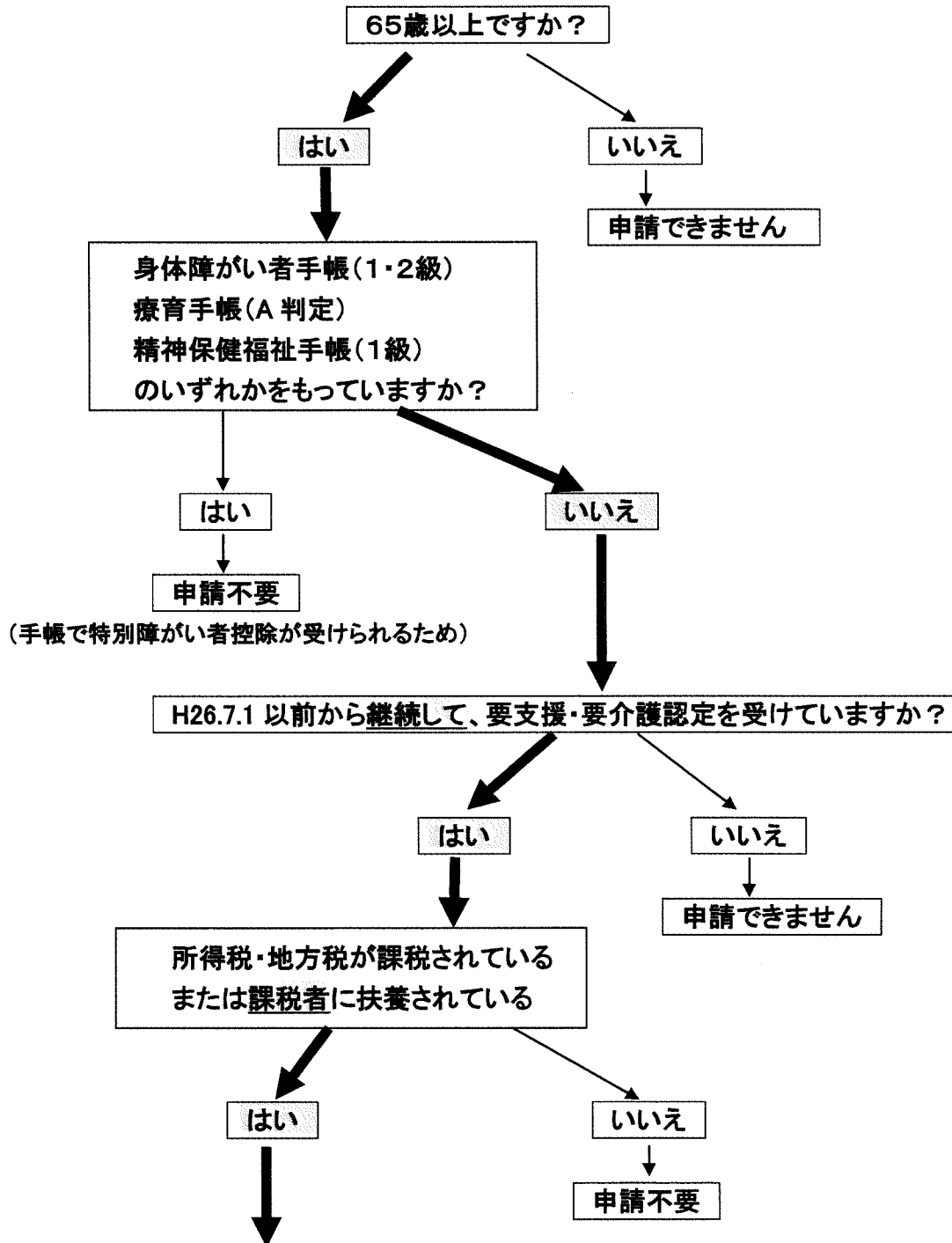
(申請後に審査を行い、基準に該当する方には、その場で認定書を交付します)

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1)申請に必要なもの | 対象となる方の印かん (認印) |
| (2)平成26年分受付開始日 | 平成27年1月5日 (月) から |
| (3)交付窓口 | 地域福祉課 (新庁舎1階3番窓口) |

【お問合せ先】

半田市役所 福祉部地域福祉課 ☎0569-84-0643 (内線553)

申請対象者チェックリスト



**障がい者控除(又は特別障がい者控除)を受けられる可能性があります。
認定書の交付を希望する方は、地域福祉課で申請してください。※**

※申請後に審査を行い、認定基準(別紙)に該当する場合のみ認定書を交付します。
なお、基準に該当するかどうかについての電話でのお問い合わせには、個人情報の保護上お答えできませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

要介護認定を受けた方の障害者控除について

本人、または扶養を受けている方が障害者である場合、確定申告などにより所得税や市民税・県民税の控除を受けることができますが、身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けていない方でも、次のすべての要件を満たす場合、「障害者控除対象者認定書」を申告の際に提示することにより障害者控除を受けることができます。

認定書の交付を希望される方は、別添の「障害者控除対象者認定申請書」に必要事項を記入のうえ、介護高齢課（または各支所）まで申請を行ってください。申告を行う予定のない方は申請の必要はありません。

申請内容を審査のうえ、対象となる方については「障害者控除対象者認定書」を交付しますが、審査に数日間必要となるため、認定書の交付は後日郵送させていただきます。

なお、現在更新申請中などの理由により、認定基準日における認定結果が決定されていない方は、決定後の認定結果により、該当となる場合に申請を行ってください。

1. 対象者（認定基準日において、次の要件をすべて満たす方）

- (1) 要介護1～5の認定を受けている65歳以上の方
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けていない方、及び原子爆弾被爆者援護法第11条第1項の規定による認定を受けていない方
※ ただし、上記の障害者手帳等による普通障害者控除対象者のうち、本制度により特別障害者控除の対象になる方については申請を行うことができます。
- (3) 要介護認定時の主治医意見書において、日常生活自立度の判定が次の基準を満たす方

障害者控除対象者認定基準

認定内容		認定基準
障害者控除対象者	知的障害者（軽度・中度）に準ずる	「要介護1～5」に認定されており、主治医意見書に記載されている認知症高齢者の日常生活自立度判定基準「Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」に該当
	身体障害者（3級～6級）に準ずる	「要介護1～5」に認定されており、主治医意見書に記載されている障害高齢者の日常生活自立度判定基準「A・B・C」に該当
特別障害者控除対象者	知的障害者（重度）等に準ずる	「要介護3～5」に認定されており、主治医意見書に記載されている認知症高齢者の日常生活自立度判定基準「Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」に該当
	身体障害者（1級、2級）に準ずる	「要介護3～5」に認定されており、主治医意見書に記載されている障害高齢者の日常生活自立度判定基準「B・C」に該当

※ それぞれの状態像については、裏面を参考にしてください。

2. 認定基準日

申告の対象となる年の12月31日（基準日）での判定となるため、基準日に有効である要介護認定結果をもとに認定します。ただし、対象の方が年の途中で死亡された場合は、死亡日を基準日とします。

参 考

障害高齢者の日常生活自立度

ランク	状 態 像
J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。 1 交通機関等を利用して外出する 2 隣近所へなら外出する
A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。 1 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。 1 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2 介助により車いすに移乗する
C	一日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。 1 自力で寝返りをうつ 2 自力では寝返りもうてない

認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	状 態 像
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが、日中又は夜間を中心として見られ、介護を必要とする。
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

要介護認定を受けた方は、確定申告をするときに、障害者控除の対象になることがあります。

【障害者控除とは】

納税者本人または控除対象配偶者、扶養親族が障害者のときは障害者控除として、一定の金額が所得金額から差し引かれます。

区分	控除額	
	所得税	住民税
障害者	27万円	26万円
特別障害者	40万円	30万円

☆所得税法上、障害者控除の対象となる障害者☆

対 象 と な る 方	確 認 書 類(担当課)
① 身体障害者	身体障害者手帳(福祉課)
② 知的障害者	療育手帳(福祉課)
③ 身体障害者手帳などを所持しておらず、要介護認定を受けている65歳以上の人で、①、②と同程度の障害があるものとして福祉事務所長が認めた者	障害者控除対象者認定書(高齢介護課)

※ すでに身体障害者手帳などで控除を受けている方、本人または扶養者が非課税で申告をする必要のない方は該当しません。

【障害者控除の方法】

確定申告の際、「障害者控除対象者認定書」を添付すると、控除を受けることができます。

「障害者控除対象者認定書」は、介護状態と訪問調査票をもとに発行しますので、**上記③**に該当すると思われる方は、認定基準日(12月31日)の翌年の1月以降に、高齢介護課で手続きをしてください。

手続きの際は本人及び申請者の印鑑、申請者の身分証明書をお持ちください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

碧南市役所 高齢介護課 高齢係

電話 (0566)41-3311 内線 341・342

要介護認定を受けている皆様へ（障害者控除のご案内）

所得税法や地方税法上、確定申告をする本人または扶養親族が障害者（特別障害者）に該当する場合には、税金を計算する際に「障害者控除」が適用されて、税額が減額されます。この障害者控除には、要介護認定（要介護１以上）を受けている方も対象となる場合があります。

本人または扶養親族が要介護認定（要介護１以上）を受けていて、確定申告の際に障害者控除を受けようとお考えの方は、「障害者控除対象者認定申請書」をご記入の上、同封の返信用封筒で長寿課へ提出してください。

平成２６年１２月３１日時点の要介護認定状況などから、該当者には「障害者控除対象者認定書」を送付しますので、確定申告の際、申告書に添付してください。

- 障害者手帳などをお持ちの方は、この認定書がなくても「障害者控除」を受けることができます。手帳と認定書の障害者区分が違う場合は、控除額の多い方で申告できます。
- 認定書は所得税の確定申告にご利用いただくためのもので、障害者手帳の代わりになるものではありませんのでご注意ください。

《問い合わせ先》

刈谷市役所 長寿課 介護認定給付係

Tel 0566-62-1013（直通） 〒 448-8501 刈谷市東陽町 1-1

まちのまど
刈谷市からのお知らせ

毎週火曜日 13時35分～13時45分
○20時35分ごろ再放送

と き 内 容

1月20日 ちびっこ絵画展

27日 わがまちのしゃべり場7



Pitch FM83.8

災害時は
FM83.8MHz
FM83.8MHz

刈谷市は、Pitch FMと
災害時の放送に関する協
定を結んでいます。

平成
25年度

刈谷知立環境組合における 人事行政の運営等の状況について

図 刈谷知立環境組合 (☎ 21 - 5389)

① 職員の給与の状況について

(1) 人件費の状況 (平成25年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (平成26年 3月31日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
刈谷市 147,365人 知立市 70,364人	2,713,818 千円	139,772 千円	93,304 千円	3.4%

○人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

(2) 職員給与費の状況 (平成25年度普通会計決算)

職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B	
10人	42,607 千円	15,923 千円	17,096 千円	75,626 千円	7,563 千円

○職員手当には退職手当を含みません。

(3) 行政職員の級別職員数の状況 (平成25年4月1日現在)

区 分	9級	7級	6級	5級	3級	計
標準的な 職務内容	所長	課長	主幹 課長補佐	副主幹 係長	主任主査 主査	
職員数	1人	1人	1人	2人	3人	8人
構成比	12.5%	12.5%	12.5%	25.0%	37.5%	100.0%

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成25年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
行政職員	385,033円	564,388円	48.9歳
技能労務職員	233,200円	325,301円	53.7歳

(5) 特別職の報酬等の状況 (平成25年4月1日現在)

区 分	報酬等の月額	期末手当
管理者・副管理者・議 長・副議長・議 員	6,400 円	—

② 公平委員会の業務の状況について

平成25年度の公平委員会に対する勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立てはありませんでした。

要介護認定者の障害者控除

確定申告では、65歳以上の要介護認定者(要介護1以上)も控除の対象となる場合があります。本人または扶養親族が要介護認定者で、障害者控除を受ける人は、「障害者控除対象者認定書」を交付します。
○26年12月31日現在の認定状況などにより認定書を交付できない場合があります。
○障害者手帳などを持つ人は、認定書がなくても「障害者控除」を受けることができます。手帳と認定書の障害者区分が違えば控除額の多い方で申告できます。
○認定書は障害者手帳の代わりになりません。
☎ 介護保険被保険者証を持参して長寿課へ。
☎ 長寿課(☎ 62・1013)

要介護認定者の医療費控除

確定申告の医療費控除は、寝たきりの人のおむつ代も控除の対象です。
申告には領収証などのほかに医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の要介護認定者は、「主治医意見書の内容を市町村が確認した書類」を利用することができます。
○意見書の内容などによって確認書類を発行できない

場合があります。

○2年目以降の人も医師の「おむつ使用証明書」で控除は受けられます。
☎ 介護保険被保険者証を持参して長寿課へ。
☎ 長寿課(☎ 62・1013)

ご寄附ありがとうございました(敬称略)

㈱オアシスタウン刈谷、㈱イトーヨーカ堂刈谷店労働組合、NPO法人イエローエンジェル、山名芳郎、籠瀬提花、㈱デンソー、加藤典子、近藤誠、㈱I・D・F、犬飼博樹、鈴木キサ子



お忘れではありませんか?
今月の市税の納期

税 目 市県民税(4期)
国民健康保険税(7期)

納期限 2月2日(月)

納税には、便利で安全な口座振替制度もあります。
ぜひご利用ください。

☎ 納税推進室(☎ 62-1007)

豊 介 護 発 第
平成 年 月 日

豊田市長

太田 稔彦



平成 年 月 日にあなたが行った要介護・要支援認定の申請について介護保険法第27条第8項・第32条第4項（それぞれ他の条項において準用する場合を含む）の規定に基づき以下のとおり認定されましたので、その結果を通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
判定年月日			
判定結果			
認定の有効期間			
・理由：			
・補足事項：			

- ・認定の有効期間内であっても、状態の変化等により状態区分の変更をする場合があります。また、認定の変更の申請をすることもできます。
- ・認定の有効期間の満了においても要介護・要支援状態に該当すると見込まれるときは、認定の有効期間の満了の日の60日前から認定の更新の申請をすることができます。
- ・サービスの種類の指定を受けた場合は、その後の心身状態の変化により、必要があるときには、当該指定にかかるサービス種類の変更の申請を行うことができます。

<審査請求について>

- 1 この通知による処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県介護保険審査会（〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 電話 052-954-6288）に対し審査請求をすることができます。
- 2 この通知による処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、豊田市を被告として（訴訟において豊田市を代表する者は豊田市長となります。）提起することができます。
- 3 この通知による処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、（2）処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも豊田市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

※問合せ先：豊田市役所介護保険課 認定審査担当

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地

電話（0565）34-6634（直通）

<要介護認定者の障がい者控除について>

65歳以上の方で、12月31日時点で要介護認定期間が継続している人は、確定申告で所得控除（障がい者控除）を受けられる場合があります。控除を受けるためには「認定書」が必要になりますので、詳しくは上記問い合わせ先までご連絡ください。

要介護認定者の障がい者控除 及び

おむつに係る医療費控除について(お知らせ)

1) 障がい者控除

65歳以上の高齢者のうち、12月31日時点で要介護認定期間が継続している人（死亡者は死亡時）で、下記の基準のいずれかに該当する人は、確定申告で所得控除を受けることができます。

所得控除の種類及び豊田市認定基準

	厚生労働省の示す認定の基準		豊田市の認定基準
	認 定	基 準	
障がい者	(1) 知的障がい者（軽度・中度）に準ず	○知的障がい者の障がいの程度の判定基準（重度以外）と同程度であること	要介護1以上 かつ 主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上に該当する人
	(2) 身体障がい者（3級～6級）に準ず	○身体障がい者の障がいの程度の等級表（3級～6級）と同程度の障がいの程度であること	要介護1以上 かつ 主治医意見書の障がい高齢者の日常生活自立度A1以上に該当する人
特別障がい者	(1) 知的障がい者（重度）等に準ず	○知的障がい者の障がいの程度の判定基準（重度）と同程度の障がいの程度であること 又は ○精神上の障がいにより事理を弁解する能力を欠く常況にある者と同程度の障がいの程度であること	要介護4以上 かつ 主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅳ、MIに該当する人
	(2) 身体障がい者（1級、2級）に準ず	○身体障がい者の障がいの程度の等級表（1級、2級）と同程度の障がいの程度であること	要介護4以上 かつ 主治医意見書の障がい高齢者日常生活自立度C1、C2に該当する人
	(3) ねたきり老人	○常に就床を要し、複雑な介護を要する状態であること（6ヶ月程度以上臥床し、食事・排便等の日常生活に支障のある状態）	6ヶ月以上臥床及び主治医意見書の障がい高齢者日常生活自立度B又はCに該当する人

※ 視覚障がい、聴覚障がい、内部障がいについては、介護保険認定情報では判断できないため、対象としません。

※ 障がい者・特別障がい者いずれにも該当する場合は、特別障がい者として認定します。

※ 認定については、毎年発行するものではなく、対象者の障がい事由の変更・消滅が生じなければ複数年使用することができます。

2) おむつに係る医療費控除

寝たきりで医師がおむつの使用が必要と認めた人については、おむつ代（紙おむつの購入料および貸おむつの賃借料）について、確定申告で医療費控除を受けることができます。

○おむつに係る医療費控除を受けることが始めての人→医師の証明

○2年目以降→介護認定を受けている人の中から、認定基準を満たすもの

認定基準：主治医意見書の障がい高齢者の日常生活自立度B1以上 かつ 尿失禁の発生の可能性有

該当すると思われる方は、事前に問合せ・確認のうえ、認定書及び証明書の申請にお越しください。くわしくは下記にお問合せください。

（問合せ・申請先）

豊田市役所介護保険課

電話（0565）34-6634

現在位置: [トップページ](#) > [くらしの情報](#) > [福祉](#) > [高齢者福祉](#) > [介護保険](#) > [その他](#) > 要介護認定者の障がい者控除及びおむつに係る医療費控除

要介護認定者の障がい者控除及びおむつに係る医療費控除

ツイート 0 シェア 0 LINEで送る

ページ番号1003233

更新日 2015年6月12日

印刷

要介護認定者の障害者控除: 65歳以上の高齢者で12月31日時点で介護認定期間が継続している一定の基準を満たす人は、確定申告で所得控除を受けることができます。

おむつに係る医療費控除: 寝たきりで医師がおむつが必要と認めた人で一定の基準を満たす人は、購入したおむつ代について確定申告で医療費控除を受けることができます。(1年目は医師の証明、2年目以降は要介護認定を受けており一定基準の確認ができる人)

障がい者控除

所得控除の種類及び豊田市認定基準

厚生労働省の示す認定の基準

障がい者

認定	基準
(1) 知的障がい者(軽度・中度)に準ずる者	・ 知的障がい者の障がいの程度の判定基準(重度以外)と同程度であること
(2) 身体障がい者(3級～6級)に準ずる者	・ 身体障がい者の障がいの程度の等級表(3級～6級)と同程度の障がいの程度であること

特別障がい者

認定	基準
(1) 知的障がい者(重度)等に準ずる者	・ 知的障がい者の障がいの程度の判定基準(重度)と同程度の障がいの程度であること 又は ・ 精神上の障がいにより事理を弁解する能力を欠く常況にある者と同程度の障がいの程度であること
(2) 身体障がい者(1級、2級)に準ずる者	・ 身体障がい者の障がいの程度の等級表(1級、2級)と同程度の障がいの程度であること
(3) ねたきり老人	・ 常に就床を要し、複雑な介護を要する状態であること(6か月程度以上臥床し、食事・排便等の日常生活に支障のある状態)

豊田市の認定基準

障がい者

要介護1以上 かつ主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度2a以上に該当する人

要介護1以上 かつ主治医意見書の障がい高齢者の日常生活自立度A1以上に該当する人

特別障がい者

要介護4以上 かつ主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度4、Mに該当する人

要介護4以上 かつ主治医意見書の障がい高齢者日常生活自立度C1、C2に該当する人

6か月以上臥床及び主治医意見書の障がい高齢者日常生活自立度B又はCに該当する人

(注意)

- ・ 視覚障がい、聴覚障がい、内部障がいについては、介護保険認定情報では判断できないため、対象としません。
障がい者・特別障がい者いずれにも該当する場合は、特別障がい者として認定します。
- ・ 認定については、毎年発行するものではなく、対象者の障がい事由の変更・消滅が生じなければ複数年使用することができます。
- ・ 「豊田市障がい者控除対象者認定書」は介護保険課にて基本的に申請当日に発行させていただきます。

PDF形式かワード形式のどちらかをダウンロードしてお使いください。

[豊田市障がい者控除対象者認定申請書 \(PDF 112.0KB\)](#)

[豊田市障がい者控除対象者認定申請書 \(Word 43.0KB\)](#)

おむつに係る医療費控除

寝たきりで医師がおむつの使用が必要と認めた人については、おむつ代（紙おむつの購入料および質おむつの賃借料）について、確定申告で医療費控除を受けることができます。

おむつに係る医療費控除を受けることが初めての人の人

医師の証明が必要

下記からPDF形式かワード形式のどちらかをダウンロードし医師の証明を受けてください。

[① おむつ使用証明書（PDF 15.4KB）](#)

[② おむつ使用証明書（Word 31.5KB）](#)

2年目以降

介護認定を受けている人の中から、認定基準を満たすもの

認定基準：主治医意見書の障がい高齢者の日常生活自立度B1以上かつ尿失禁の発生の可能性有

（下記からPDF形式かワード形式のどちらかをダウンロードしてお使いください）

[③ 2年目からのおむつ医療費控除証明書（PDF 50.0KB）](#)

[④ 2年目からのおむつ医療費控除証明書（Word 27.6KB）](#)

該当すると思われる人は事前に問合せ・確認のうえ、認定書及び証明書の申請にお越しください。

（問合せ・申請先）

豊田市政府 介護保険課 認定審査担当（電話 0565-34-6634）

ご意見をお聞かせください

質問：このページの内容はわかりやすかったですか？

☐わかりやすかった ☐どちらともいえない ☐わかりにくかった

質問：このページは見つけやすかったですか？

☐見つけやすかった ☐どちらともいえない ☐見つけにくかった

このページに関するお問い合わせ

市民福祉部 介護保険課

業務内容：高齢者福祉の企画・調整、介護保険などに関すること

〒471-8501

愛知県豊田市西町3-60 愛知県豊田市政府東庁舎1階（[とよたマップの地図を表示](#) [外部リンク](#)）

電話番号：0565-34-6634 ファクス番号：0565-34-6793

☐ お問い合わせは専用フォームをご利用ください。

超小型モビリティについて
一緒に勉強しませんか！

とき 1月19日(月)午後6時～7時
ところ 豊田都市交通研究所
内容 パーソナル・モビリティ・ビークル(PMV)とまちづくりについての講義 定員先着10人
申込み・問合せ 1月13日(火)午前10時から豊田都市交通研究所(☎31・7543)



ご存知ですか？成年後見制度

成年後見制度とは認知症や知的障がい、精神障がいなどで物事を判断する能力が十分ではない人の財産管理や日常生活での様々な契約などを本人の権利を守る支援者を選ぶことで法的に支援する制度です。

とき ①1月22日(木) ②2月12日(木) いずれも午前10時～11時
説明会、午前11時～正午は個別相談会

ところ ①けやきフリース ②市役所
内容 成年後見制度の必要性や成年後見人の役割、申立手続きの方法や費用負担など
定員 説明会は各先着30人程度(当日直接会場)、個別相談会は各先着6人(要事前申込)

申込み・問合せ 1月13日(火)午前9時から基幹包括支援センター(☎63・5279)

エボレ精神保健福祉家族教室

とき 1月17日(土)午前10時～正午
ところ 地域生活支援センターエボレ
内容 精神障がいがある人の家族 内容 心の健康管理について専門医からの講話
申込み・問合せ 1月5日(月)午前9時から地域生活支援センターエボレ(☎25・0125)

自立支援者養成講座「困難を抱える子ども・若者の支援と接し方」

とき 1月31日(土)午後1時30分～3時30分
ところ 青少年センター
内容 ひきこもりがちな子ども・若者の支援に関心のある人(当事者の家族を除く)
内容 子ども・若者支援の取組事例と接し方のワークショップ
定員 先着30人
申込み・問合せ 1月6日(火)午前9時から青少年センター(☎32・6296)

展示解説ボランティア育成講座

とき 1月16日(金)、29日、2月12日、26日、3月5日、19日の木曜日午後1時30分～4時30分
※1月29日は午後1時～4時30分
ところ ecoort(1月29日はトヨタの森)
対象 全日程参加でき受講後ecoortイン

タービタとして活動できる成人
内容 基調講演、インタビュー、フリートークの体験、紙しばいの読み方講座、温暖化講座、展示学習プログラム作りなど
定員 抽選12人
申込み・問合せ 1月11日(日)までに講座名、〒住所、氏名、電話番号、ファックス番号、メールアドレス、受講動機を郵送、ファックスかEメールでecoort(〒470・1202、渡刈町大明神39-13、☎26・8058、FAX 26・8068、info@eco-toyota.com)

初めてのやきものづくり

とき 1月25日(日)午後1時～3時
ところ 民芸館
対象 小学生以上
※小学生は保護者同伴
内容 初めてでも気軽に体験できるガス窯陶芸。作品はガス窯で焼成して後日引渡し
定員 抽選15人
参加費 500円(中学生以下千円)
申込み・問合せ 1月15日(木)までに〒住所、体験者氏名、学年(中学生以下)、必要材料数、電話番号、講座名を往復ハガキ(一枚2人まで)か電話で民芸館(〒470・0331、平戸橋町波岩86-100、☎45・4039)

炭焼き講座

とき 1月24日、31日、2月21日の土曜日午前9時～午後2時
ところ 北小田町地内
対象 全日

要介護認定者の障がい者控除とおむつに係る医療費控除

障がい者控除

- 対象 65歳以上で平成26年12月31日時点で要介護認定期間が継続していて次の基準に該当する人 ※死亡者は死亡時
- 控除 確定申告による所得控除
- 所得控除の種類、市の認定基準

	認定	基準
障がい者控除	知的障がい者(軽度・中度)に準ずる人	要介護1以上で主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上に該当
	身体障がい者(3級から6級)に準ずる人	要介護1以上で主治医意見書の障がい高齢者の日常生活自立度A1以上に該当
特別障がい者控除	知的障がい者(重度)等に準ずる人	要介護4以上で主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度ⅣかMに該当
	身体障がい者(1級、2級)に準ずる人	要介護4以上で主治医意見書の障がい高齢者の日常生活自立度C1かC2に該当
	ねたきり老人	6か月程度以上臥床及び主治医意見書の障がい高齢者の日常生活自立度B、Cに該当

おむつ代の医療費控除

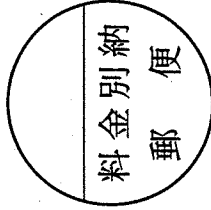
- 対象 次の全てを満たす人
 - ①寝たきり
 - ②医師がおむつの使用が必要であることを認めている
 - ③要介護認定を受け、主治医意見書の障がい高齢者の日常生活自立度B1以上で尿失禁の可能性がある
- 控除 確定申告による所得控除

- その他
初めての人は医師の証明が必要。問合せください



- 申請書 介護保険課で配布か市ホームページからダウンロード
※申請は事前に問合せが必要
- 申込み・問合せ 介護保険課(☎34・6634)

＜この封筒は再生紙を使用しています。そのままリサイクルできます。＞



〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

豊田市役所

介護保険課 認定審査担当(東庁舎1F)

電話 (0565) 34-6634(直通)

FAX (0565) 34-6793

～確定申告で「障がい者控除」が
受けられる場合があります～

要介護認定者（65歳以上）のうち、一定の認定基準を満たす方が対象になります。確定申告を行うには、介護保険課が発行する認定書が必要です。認定基準等は毎年1月1日号の広報とよだに掲載しています。詳しくは下記までお問い合わせください。



豊田市役所 介護保険課
☎0565)34-6634(直通)

納後金料
郵便

SAMPLE

様



親戚

重慶 要聞

確定申告用

平成26年分 国民健康保険税 介護保険料 納付済額のお知らせ

Para Declaração de Imposto de Renda	For Income Tax Declaration
Para Declaración del Impuesto de Renta	確定申告用

※このお知らせは納税(入)通知書や証明書ではありません。
※確定申告で必要の方のみ、社会保険料控除として申告する際の金額
の確認にご活用ください。

※このお知らせには、平成26年1月から12月の間に豊田市にお支払いせ
 になった国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料を記
 載しています。

※このお知らせは、世帯ごとに情報をまとめ、世帯主様あてにお送り
しています。

※このお知らせをご使用する前に、必ず裏面の『このお知らせの内容』
についてご確認ください。をお読みください。

※再交付はできませんので、大切に保管してください。

734

平成27年 1月23日

7471-8501

豊田市西町3丁目60番地 豊田市役所

・国民健康保険について

國保年金課

電話 34-6637

・介護保険について

介護保険課

電話 34-6634

・後期高齢者医療について

雜誌社

電話 34-6959

〈 8:30~17:15 (土日祝、年末年始除く) 〉

キ リ ト リ ナ

ック医薬品」を活用しましょう。

「ジェネリック医薬品」の利用を促進して、医療費を軽減
目みが進められています。そこで、ジェ
意義やその使用法について、ご説明いた

ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品は「後発医薬品」とも呼ばれ、新薬（先発
薬）の特許期間が終了した後に販売が許可される、
ジェネリックとをいいます。
ジェネリック医薬品は、新薬と同じ有効主成分のもとで開発
されています。しかも価格は新薬より安価なので、経済
済みます。

ジェネリック医薬品を希望するときは？

ジェネリック医薬品を希望するときは、まず医師に相談をし
使用法については薬剤師と相談してみましょ
う。ジェネリック医薬品が存在するわけで
よってはジェネリック医薬品が適さない場

豊田市 国保年金課
福祉医療課

サービスを利用するには認定を受けることが必要です。

サービス利用までの流れ＞

または地域包括支援センターの窓口申請します。

調査・主治医意見書

調査をし、主治医に意見書を提出してもらいます。

判定

などをもとに介護認定審査会が審査します。

通知

介護度合いに応じた区分に分けて認定します。

ケアプランの作成

介護度合いと介護サービスを組み合わせたケアプランを作成します。

サービスの利用

ケアプランをもとにサービスを利用します。

豊田市 介護保険課

要介護認定をお持ちの方へ(65歳以上)

●障がい者控除対象者

65歳以上の高齢者のうち、12月31日時点で要介護認定
期間が継続している人(死亡者は死亡時)で、次の基準に
該当する人は、確定申告で所得控除を受けることができ
ます。

なお、控除を受けるには、申請により交付された認定
書が必要となります。

■所得控除の種類及び豊田市認定基準

	認 定	基 準
障がい者控除	知的障がい者 (軽度・中度) に準ずる者	要介護1以上で、主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上に該当する人
	身体障がい者 (3級から6級) に準ずる者	要介護1以上で、主治医意見書の障がい高齢者の日常生活自立度A1以上に該当する人
特 別 障がい者控除	知的障がい者 (重度)等に準ずる者	要介護4以上で、主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅳ又は、Mに該当する人
	身体障がい者 (1級、2級) に準ずる者	要介護4以上で、主治医意見書の障がい高齢者の日常生活自立度C1又は、C2に該当する人
	ねたきり老人	6か月程度以上臥床及び主治医意見書の障がい高齢者の日常生活自立度B、Cに該当する人

●問合せ

豊 田 市 介 護 保 険 課

認 定 審 査 担 当 電話 34-6634
(8:30~17:15 (土日祝、年末年始除く))

障害者控除対象者認定書

NO. _____

西 長 号 外
平成 年 月 日

様

西尾市社会福祉事務所長

下記の者を、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条又は第7条の15の7に定める 障害者 として認定する。
特別障害者

申請者	住 所		氏 名	
対象者	住 所		性 別	男 ・ 女
	氏 名		生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
障害理由	障害者	(1) 知的障害者（軽度・中度） に準ず。	(2) 身体障害者（3級～6級） に準ず。	
	特 別 障 害 者	(1) 知的障害者（重度） に準ず。	(2) 身体障害者（1級、2級） に準ず。	
		(3) ねたきり老人		
認定期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで			

注 (1) 申請者は太線内のみ記入。

(2) 申請者は対象者の障害事由の変更・消滅が生じた場合、すみやかに西尾市社会福祉事務所長にその旨を報告しなければならない。

介護保険で要介護認定を受けた場合の障害者控除について

所得税法および地方税法上、障害者控除の対象となる障害者とは

	対象となる方	確認書類
①	要介護認定を受けている方（要介護１～５） ねたきりの方、精神又は身体に障害のある６５歳以上の方で、 <u>社会福祉事務所長の認定を受けた方は</u> 、所得税、市・県民税の申告をするときに障害者控除を受けることができます。	「障害者控除対象者認定書」
②	身体障害者	身体障害者手帳
③	知的障害者	療育手帳

社会福祉事務所長の認定を受けた方とは

要介護認定を受けている方が、市役所長寿課窓口へ「障害者控除対象者等認定書」を申請していただいた場合、長寿課が調査した上で「障害者控除対象者等認定書」を発行するものです。（※申請者は家族等でも申請できます。）

ただし、障害者控除の認定基準日は、税控除を受ける年の１２月３１日が認定期間に含まれていることとし、その年の中で死亡の場合は死亡日となります。

※「すでに身体障害者手帳などで控除を受けている方」の場合は、その障害者区分と『障害者控除対象者認定書』の区分（障害者と特別障害者）を比較し、控除額の多い方で申告することができます。なお、「本人または扶養者が非課税で申告する必要のない方」は障害者控除対象者認定申請の必要はありません。

<お問い合わせ先>

西尾市 健康福祉部 長寿課 認定担当

TEL ６５－２１２３ （直通）

FAX ６４－０９９５

収入等申告書

※通帳等の写しがすべて添付できている場合は、記入・提出の必要はありません。

(申請先) 西尾市長 平成 年 月 日

1 本人の預貯金等状況 ※申請日前、一ヶ月以内に記帳

区分	有無	内 容		
預貯金	☐ 有 ☐ 無	預 貯 金 先	口座番号	預貯金額
		[支店]		円
		[支店]		円
		[支店]		円
		[支店]		円
国債 株式 等	☐ 有 ☐ 無	種 類	評価概算額	
			円	
			円	
現金等	☐ 有 ☐ 無		円	
			円	
負債	☐ 有 ☐ 無		円	
			円	

2 配偶者の預貯金等状況

区分	有無	内 容		
預貯金	☐ 有 ☐ 無	預 貯 金 先	口座番号	預貯金額
		[支店]		円
		[支店]		円
		[支店]		円
		[支店]		円
国債 株式 等	☐ 有 ☐ 無	種 類	評価概算額	
			円	
			円	
現金等	☐ 有 ☐ 無		円	
			円	
負債	☐ 有 ☐ 無		円	
			円	

注1) 配偶者が西尾市以外の市町村に居住している場合は、非課税証明書類を添付してください。 ※申告時の控えでも可。

注2) 預貯金等について、口座を複数所有している場合は、そのすべてを記入してください。書き切れない場合は、別紙に記入の上添付してください。

注3) 預貯金等については、金融機関等に照会することがあります。

注4) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額に加えて最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

平成26年12月

要介護認定を受けている方へ お知らせ

常滑市 福祉課 高齢チーム・介護保険チーム
保健センター内 電話番号 34-7744

I. 所得税申告、市県民税申告の控除について

所得税、市県民税申告（申告会場・受付時間）については、広報とこなめ1月号をご覧ください。

●「障害者控除」の対象となる場合があります

65歳以上の方で障害者手帳等をお持ちでない場合でも、要介護認定の状態から障害者控除の対象になる場合があります。控除を受ける場合は「障害者控除対象者認定書」の書類が必要です。

要介護認定の主治医意見書に記載の認知症高齢者の日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度等の度合に応じて、障害者または特別障害者に準ずると判定しますので、福祉課に備え付けの「障害者控除対象者認定申請書」を提出してください。対象者には「障害者控除対象者認定書」を交付します。交付に日数がかかる場合があります。

●「介護サービス利用費用は、医療費控除」の対象となる場合があります

領収書の添付が必要です。

介護サービス利用事業所からの領収書の中に、「医療費控除の対象」と記載のある金額です。高額介護サービス費、保険金等で補てんされる金額は差し引きます。

●「おむつ購入代金は医療費控除」の対象となる場合があります

領収書の添付と下記のどちらかの書類が必要です。おおむね6ヶ月以上寝たきり状態にある等の方が対象となります。

- ①初めの方（一年目）の場合は、「おむつ使用証明書」に主治医の証明が必要です。「おむつ使用証明書」の用紙が税務課、福祉課にありますので主治医の証明を受けてください。
- ②2年目以降では、要介護認定の主治医意見書の記載から、おむつの必要性が確認できる場合は「確認した書面」で、主治医の「おむつ使用証明書」に替えることができます。福祉課に備え付けの「確認願」を提出してください。対象者には「確認した書面」を交付します。交付に日数のかかる場合があります。

申告に必要なもの

区分	必要なもの	対象
収入関係	収支内訳書(すべて記入してください)	事業所得、不動産所得のある人
	源泉徴収票	給与、年金、報酬のある人
	支払通知書	上場株式などに係る配当所得のある人
控除関係	保険会社などからの証明書	個人年金、保険の満期返戻金のある人
	控除証明書など	下記の保険料などを支払っている人 ・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料 (支払済証明書を1月中旬ごろに送付します) ・国民年金保険料、国民年金基金掛金 ・生命保険料、地震保険料
その他	匯算者手帳、素手帳または 障害者控除対象者認定書※1	障害者控除を受ける人
	医療費、介護保険施設利用料 などの領収書	医療費控除※2を受ける人
	申告書、印鑑	すべての人
	預金通帳などの口座番号 (本人名義のもの)	所得税の還付金のある人

※1 障害者控除対象者認定書

平成26年12月31日現在で65歳以上の要介護認定者のうち、該当する人を対象に福祉課で交付します。

この認定書で障害者控除の適用を受けることができます。要介護認定時の主治医意見書の内容から障害者または特別障害者に準ずると思われる人は、認定申請書を提出してください。なお、認定書の交付に日数が必要な場合がありますので、早めに用意してください。

※2 医療費控除

- 平成26年中に支払ったものに限ります。
- 生命保険の給付金や社会保険の医療費・出産一時金などは、支払った保険料から差し引いてください。
- 介護保険サービス等利用料の医療費控除は、対象の項目のみです。
- おむつ代の医療費控除には次の書類が必要で、医師が証明する「おむつ使用証明書」

- ①初めて控除を受ける人 → おむつの領収書、医師が証明する「おむつ使用証明書」
- ②2年目以降で、介護保険認定時の主治医意見書の内容からおむつの使用が確認できる人

→ おむつの領収書、福祉課発行の「おむつ使用の確認書」

問合せ (障害者控除対象者認定書・おむつ使用の確認書)

福祉課高齢チーム(保健センター内) ☎ 34-7744

事業者へ

給与支払報告書の提出期限は2月2日(月)

平成26年中に給与、賞与、青色事業専従者給与などを支払った場合は、2月2日(月)までに「給与支払報告書」を市役所税務課に提出してください。

早くて便利!

確定申告はe-taxで

e-taxはインターネットを利用し

た申告・申請・届出システムです。

① 国税庁のホームページから電子申告

「確定申告書作成コーナー」から

直接電子申告ができます。

② 交付書類の提出を省略

医療費の領収書や源泉徴収票など

の添付書類は、提出・提示を省略す

ることができます。

※5年間は提出を求められることがあ

りますので、保管してください。

③ 還付が早い

e-taxでの申告は、早期処理す

るため通常より早く還付されます。

問合せ 半田税務課 ☎ 21-3141

ホームページ

<http://www.e-tax.nha.go.jp/>

所得税確定申告・市県民税申告

申告は、所得状況を最も知った自身方が、所得と税額を正しく計算して納税する方が手続的です。

問合せ (所得税確定申告) 半田税務課 ☎ 21-3141

市県民税申告 税務課市民科 ☎ 47-6104

■申告会場

■住吉福祉文化会館(半田市富路町)

受付日時 2月16日(月)・3月16日(月)

午前9時～午後5時

※土・日曜は休み(2月22日・3月1日は実施)

申告の種類 所得税確定申告

※混雑状況により午後4時で受け付けを終了する場合があります。

※期間中、税務署で作成指導はしません。

■市役所大会議室(2階)

受付日時 2月13日(金)・3月16日(月)

午前9時～午後1時・午後3時～午後5時

※土・日曜は休み

申告の種類 市県民税申告、所得税確定申告(2月13日は還付申告のみ)

※譲渡所得等分離課税分は除きます。

※作成済みの申告書は、税務課または大会議室にある提出箱に入れてください。

■地区会場

日程 下表のとおり

■地区会場の日程

期 日	会 場	受付時間	申告の種類
2/3(火)・6(金)	青海公民館	9:00～11:00	市県民税申告
2/4(木)・10(火)	南陵公民館	13:30～15:30	所得税還付申告
2/5(木)・12(木)	とこなめ市民交流センター(旧豊崎公民館)		

■所得税確定申告

申告が必要な人

- ① 事業所得や不動産所得のある人
- ② 土地や建物を売った人などで、平成26年中の合計所得が、基礎控除や扶養控除などの所得控除の合計額を超える人
- ③ サラリーマンで次のいずれかに該当する人
 - ▽ 給与収入が2000万円を超える人
 - ▽ 給与を2カ所以上から受けている人
 - ▽ 給与・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ④ 公的年金収入があつて次のいずれかに該当する人
 - ▽ 公的年金収入が400万円を超える人
 - ▽ 公的年金以外の所得の合計額が20万円を超える人

還付申告

雑損控除や医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受けることで、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。還付の申告をする場合は、すべての所得を申告してください。

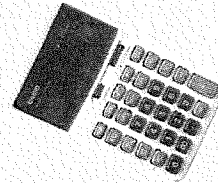
■市県民税申告

申告が必要な人

- 平成27年1月1日現在、市内に居住し、次のいずれかに該当する人
 - ① 農業、漁業、営業などの事業所得や不動産所得のある人
 - ② 公的年金以外に所得がなく、社会保険料などの控除を受けようとする人
 - ③ 給与所得で給与・退職所得以外に20万円以下の所得のある人
- ※所得税確定申告書を提出した人は、市県民税申告の必要はありません。

国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者も申告を

所得金額が一定以下の世帯に適用される軽減制度は、世帯全員の申告が必要で、所得のない人、遺族年金や障害年金の受給者も申告してください。



江南市

市・県民税の特別徴収 (給与からの天引き)を 推進しています

特別徴収とは

特別徴収とは、事業所が毎月従業員に支払う給与から市・県民税を天引きし、従業員に代わって市に納入していただく制度です。地方税法および条例の規定により、従業員(給与所得者)の市・県民税は、事業所に特別徴収していただくことになっています。

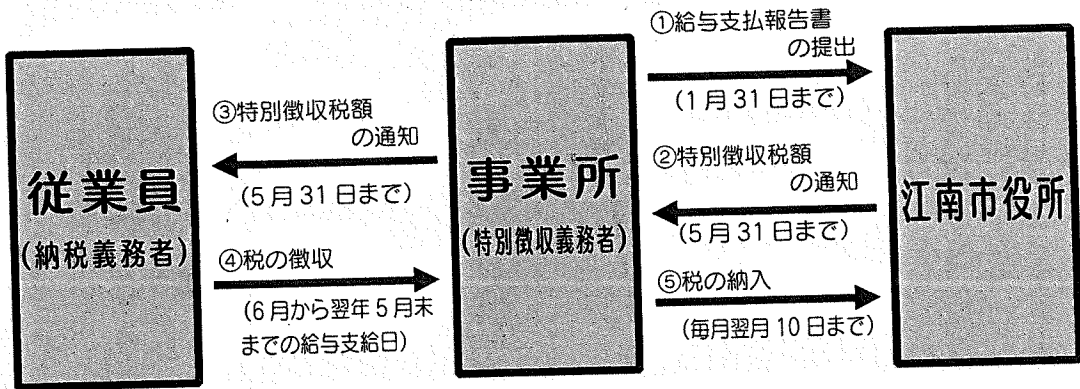
事業主の皆さんへ

市では、平成25年度より市・県民税の特別徴収の推進に取り組んでいます。また、平成26年度からは、県全体でも特別徴収の推進が始まりました。そのため、今まで特別徴収を実施していなかった事業所においても、所得税の源泉徴収をさして毎月給与が支給される見込みの従業員の方であれば、正規雇用だけでなく非常勤、パートなど雇用形態を問わず市・県民税の特別徴収をお願いします。※扶養の範囲内で働いている方も、年間収入93万円を超えると市・県民税がかかる場合があります。

特別徴収のしくみ

特別徴収への切り替えについてご不明な点がある場合は、税務課市民税グループまでご連絡ください。
6月から翌年5月までの年12回の給与から天引きし、市に納入していただきます。

特別徴収のイメージ図



※従業員が常時10人未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。

特別徴収のメリット

・毎月の徴収額が決まっているため、所得税のような計算は不要

・従業員の方が、金融機関や市役所などの納入場所へ出向く必要がない
・個人での納付が原則として年4回の支払いであるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員の方の一回当たりの負担が少ない

給与収入以外の収入がある方へ

不動産所得や株、土地の譲渡所得などがある方は、給与以外の収入に係る部分の税額を給与天引きではなく自分で納付することができ、希望する場合は、確定申告書の「住民税に関する事項」の「自分で納付」欄に○の記入をお願いします。

問合せ 税務課(内線263)

要介護等認定高齢者の 障害者控除について

納税者本人または控除対象配偶者や扶養親族の方が障害者などである場合、確定申告などの所得申告をするときに、障害者控除を受けることができます。
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けていない方でも、65歳以上の要介護等認定をお持ちの方で、障害者などに準ずる者として市長の認定を受けた場合は、障害者控除の対象となります。

認定の基準日は毎年12月31日現在です。ので、対象となる方には、平成27年1月末ごろに「障害者控除対象者認定書」を郵送します。

問合せ 高齢者生きがい課(内線434)

シルバー人材センター だより

シルバー人材センターでは、市役所、企業、家庭などから、臨時的、短期的な仕事を引き受け、登録会員が知識、経験、技能を生かして働いています。

会員の募集しています

対象者 市内在住の60歳以上で働くことができる方

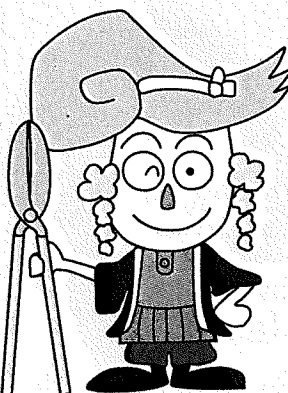
入会説明会 毎月第2・第4水曜日 午前10時

派遣事業もやっています

公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会の江南市事務所として派遣事業を行なっています。

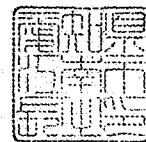
こんな仕事を引き受けます

庭木の剪定、草刈り、草取り、大工、塗装、ふすま・障子・網戸の張り替え、清掃、あて名書き、そのほか高齢者向けの簡単な作業(危険・高所の作業を除く)



問合せ 公益社団法人江南市シルバー人材センター(古知野町花霞74 ☎5612155)

江南市長 ○○ ○○



平成26年分 障害者控除対象者認定書

下記の者を、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条第1項第7号及び第2項第6号並びに地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条第7号及び第7条の15の7第6号に定める 障害者 ・ **特別障害者** として認定する。

記

住 所	
被保険者氏名	
生 年 月 日	
性 別	
被保険者番号	

この認定書についての説明

- ☐ 障害者手帳の交付を受けていない方でも、65歳以上で要介護等認定を受けており、障害者などに準ずる者として江南市長の認定を受けた場合は、障害者控除の対象となります。
- ☐ 所得税の確定申告・市県民税の申告の際に障害者控除を行う場合に、この認定書をご使用ください。
- ☐ この認定書にもとづいて、障害者手帳を交付できるものではありませんので、ご了承ください。

※障害者控除対象者認定については、江南市役所高齢者生きがい課介護給付グループまでお問い合わせください。0587-54-1111(内線434)

〒 〇〇〇〇〇

様

小牧市長 山下 史 守 朗

「障がい者控除対象者認定書」の送付について

日ごろは介護保険、福祉行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、みだしのことにつきまして、所得税や地方税法の住民税が課税されている方や確定申告等を行う方が、障害者手帳の交付を受けていなくても障がい者に準ずる者として認定を受けた場合、所得税法や地方税法で規定する障害者控除の適用を受けることができるとされています。

障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の要介護認定者のうち、要介護認定の内容から障がい者に準ずるものとして認められた方に対して、「障がい者控除対象者認定書」を送付いたします。（確定申告等で必要な場合に添付してご利用ください。）

（問合先）小牧市役所 健康福祉部 介護保険課 認定係

電話：(0568)76-1198

障がい者控除対象者認定書

小介第 〇〇〇 号
平成

様

小牧市長 山 下 史 守 朗

下記の者を、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条又は第7条の15の8に定める障害者又は特別障害者として認定する。

対象者 (要介護 認定者)	被保険者番号		性 別	女
	住 所	〒	生年月日	
	フリガナ			
	氏 名			
障がい 理由	特別障害	身体障がい者(1級. 2級)に準ず	知的障がい者(重度)に準ず	

注 この認定は、平成26年12月31日現在のものであり、対象者の障がい事由の変更・消滅が生じた場合、速やかに小牧市長にその旨を報告しなければならない。

認定日 平成

そのほか

おむつにかかる費用の医療費控除の取り扱い

長寿課
☎23・7688
おむつ代は、医療費控除の対象として認められます。この控除を受けるには、確定申告のとき、領収書に加え、医師の発行した「おむつ使用証明書」を提示または添付する必要があります。2年目以降（初年の申告が必要）の医療費控除については、おむつ使用証明書に代え、おむつ使用証明書（申請が必要）で控除ができます。

長寿課における確認など
1. おむつ使用の対象者は、①、②、③の全てに該当する方です。
① 要介護または要支援の認定を受けた方
② 寝たきり状態にある方
③ 尿失禁発生の可能性がある方
2. 確認方法は、要介護認定業務で使用された主治医意見書（該当年・平成26年中に作成されたものに限る）の内容を確認により行います。
3. 手数料として200円が必要ですが、詳しくは、長寿課へお問い合わせください。

障害者控除対象者認定書を発行します

長寿課
☎23・7688
65歳以上の高齢者は、所得税法施行令と地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付を受けていない方でも、身体障害者に準ずるなどとして、市長の認定を受けていれば、障害者控除の対象とされます。
障害者控除の認定を受けるには、申請手続きが必要で、市長の要介護認定で、要介護1以上の認定を受けている方が該当しますので、詳しくは、長寿課へお問い合わせください。

県の特定最低賃金改正

労働基準監督署
☎0532・541192
7業種の特定最低賃金が改正されました。

産業名	時間額
鉄鋼業	899円
はん用機器製造業	870円
精密機器製造業	827円
電気機器製造業	837円
輸送用機器製造業	877円
各種商品小売業	810円
自動車（新車）小売業	859円

警察署より

新城市警察 22・0110
車上ねらいの被害に遭わないためには、車の鍵掛けはもちろんのこと、車の中にカバンや現金などの貴重品を置かないことが大切です。
車の中に貴重品を置いておくと、大切な車の鍵を壊されたり、窓ガラスを割られて被害に遭うこともありますので、ご注意ください。



新城図書館だより

新城図書館 ☎23-2333 ☎24-3415

特別館内整理と休館について

2月25日（水）から3月6日（金）までの間、特別館内整理（蔵書の点検・整理など）を行います。期間中は休館となります。来・作手各総合支所にある図書ブックポストへお借りいただけます。（相互貸借本や付録のAV資料は、極めますので避けてください）

特別貸出について

2月10日（火）から24日（火）までを特別貸出期間とします。期間中は、一人15冊まで4週間借りることができます。

おすすめ本の紹介

一般書
「キャプテンサンダーボルト」阿部知重・伊坂幸太郎／著 文藝春秋

児童書
「鹿の王上下」上原菜穂子／著 KADOKAWA

児童書
「コケシちゃん」佐藤まどか／作 フレーベル館

「ともだちはぶた」村上いこ／作 WAVE出版

絵本
「びじょりのふゆのみち」かとうあや／作 文芸春秋

「開運えほん」かんべあや／作 あかね書房



検診

集団がん検診
① 新城保健センター
3月3日（火）午前実施
※乳がんのみ一日実施
② 胃がん、大腸がん、前立腺がん、子宮がん、乳がん
※40歳代の方の乳がん検診は二方向のレントゲン撮影
※前立腺がんは50歳以上の男性が対象になります。
胃がん 1,000円
大腸がん 3,000円
③ 新城保健センター
2月10日（火）

新城保健センター ☎23-2351 作手保健センター ☎37-2839

教室

運動教室
① 新城保健センター
3月5日（土）午前10時～正午
② リハビリ13号、交流会
③ 生後1歳未満の乳児とその家族
④ 15組
※初めて参加される方が優先になる場合があります。
※母子健康手帳、バスタオル、飲み物など
※運動のできる服装でお越しください。
受付開始 2月2日（月）

社会福祉教室
① 新城保健センター
2月10日（火）

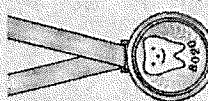
午前10時～正午
① 作手保健センター
② 2月26日（水）午前10時～正午
③ レクリエーション、創作活動
※このころの病などで生活に不安を感じている方

運動教室
① 新城保健センター健康支援課
2月12日（土）午前10時～正午
※同じくきこりの悩みを抱えている家族からの体験を聞き、参加者同士で話し合うことで、家族ができることを一緒に考えてみませんか。
② 2月10日（火）午後2時～4時
③ 新城保健センター
※今までの振り返り
④ てみてこと家族交流会
⑤ ひまわりの会
⑥ 宮本さん、吉田さん
⑦ ひまわりの会を始める家
⑧ 2月10日（火）

8020運動 受賞おめでとうございす

「8020（ハヤナルニアル）運動」は、80歳以上で20本の歯を失うことを目標としています。県歯科医師会では、対象の方を表彰しています。今年度は次の方々が表彰されました。おめでとうございます。

高橋 孝之（諏訪） 80歳 32本	杉浦 紀雄（本郷） 86歳 26本
竹川 喜久子（東新町） 81歳 31本	早川 恵子（南川） 82歳 26本
鈴木 寛（只持） 81歳 30本	小林 雪子（市場） 81歳 26本
今泉 義一（富永） 80歳 29本	加藤 孝一（市川） 81歳 26本
夏目 昭治（平井） 80歳 29本	坂上 明（市川） 80歳 26本
福田 雪子（平井） 82歳 28本	林 みつ子（長瀬） 81歳 25本
中野 和子（南川） 82歳 28本	鈴木 直子（大野田） 80歳 25本
米山 泰雄（意摩） 82歳 28本	渡辺 健司（新城市） 80歳 25本
村田 昭一（八束） 81歳 28本	大石とめ子（運動） 80歳 25本
鈴木 喜男（大宮） 81歳 28本	赤谷 古登（東市川） 81歳 24本
石井 義尚（意摩） 80歳 28本	山本 須磨子（千吉田） 81歳 24本
野村 義廣（長瀬） 80歳 28本	今泉 邦夫（市川） 83歳 23本
石原 亨子（須磨） 80歳 27本	岩瀬 義和（市川） 83歳 23本
関井 孝吉（市川） 80歳 27本	夏目 邦夫（大宮） 82歳 23本
赤谷 邦也（市川） 80歳 27本	市場 昭太（市川） 81歳 23本
村田 智利（市川） 80歳 27本	原田 恭子（市川） 83歳 22本
夏目 多恵子（大宮） 80歳 27本	林 吉弘（大宮） 80歳 20本
寺本 博子（市川） 80歳 27本	



※平成27年3月31日までの年齢です。

「障害者控除対象者認定書」について

所得税の確定申告、市町県民税の申告をされる方は、「障害者控除対象者認定書」を添付して「障害者控除」の適用を受けることができます。

65歳以上の高齢者で、身体障害者手帳の交付を受けている方等のほか、身体障害者に準ずる方等として、福祉事務所長・町長が次のいずれかに該当すると認定した方は、「障害者控除対象者認定書」の交付が受けられます。該当すると思われる方は、市町の介護保険担当課へご相談ください。

「普通障害者」：毎年12月31日現在、満65歳以上で要介護1以上と認定された方

「特別障害者」：毎年12月31日現在、満65歳以上で次の要件をすべて満たす方

	ねたきり老人	知的障害者（重度）に準ずる方
要 介 護 度	3・4・5	3・4・5
要介護認定のために作成された主治医意見書の状況	「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」が「B1」、「B2」、「C1」、「C2」のいずれかであること	「認知症高齢者の日常生活自立度」が「IV」、「M」のいずれかであること
寝たきり状態の期間	毎年12月31日から遡って6か月以上の期間があること	

27年4月採用 市職員を募集

問合せ 秘書職員課

【採用職種・人数・受験資格】※採用日は採用者との相談によって変更する場合があります。

職 種 区 分	採用予定 人数 (※1)	受 験 資 格	
		年 齢	学歴・資格など
一般行政職 (土木・建築・事務)	3人	昭和54年4月2日 以降に生まれた方	大学、もしくは短期大学など(※2)を卒業、または27年3 月31日までに卒業見込みの方

(※1) 採用予定人数は、今後の事業計画などの修正によって変更になることがあります。

(※2) 短期大学などには、高等専門学校、専修学校専門課程(学校教育法に規定する専修学校で、修学年限が2年
以上、1600時間以上の授業の履修が義務付けられているもの)を含みます。

願書交付・受付 2月2日(月)～16日(月)の午前8時30分～午後5時15分に同課。土・日曜日、祝日を除く。

受 験 手 続 き 規定用紙に記入し、必要書類を添えて同課に提出。郵送での提出は不可。受け付け時に簡単な
面接を行います。

提 出 書 類 ①職員採用候補者試験申込書②自己紹介書(①②は規定用紙)③最終学校の卒業(見込み)証明
書、または卒業証書の写し④学業成績証明書※厳封のこと(大学院修士課程、専門職大学院課程
を修了または見込みの方は、4年制大学時のもの)⑤職務経歴書※実務経験のある方だけ(⑤は
規定用紙)

※詳しい採用条件などは、募集要項で確認してください。募集要項、規定用紙は、同課で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

【試験日時・試験内容・試験会場】

試験区別	試験日時	試験内容	試験会場
第1次試験	2月22日(日)午前9時～午後5時	一般教養/適性検査/個人面接	消防署
第2次試験 ※第1次試験合格者だけ	3月9日(月)午前9時30分～午後5時	個人面接	市役所

注) 試験日時と試験会場は、応募者数その他諸事情によって、変更になることがあります。

確定申告 控除用の書類を発行

申込み・問合せ 福祉課

障害者控除対象者 認定書

身体障害者手帳の交付を
受けていない65歳以上の高
齢者で、要介護1以上の認
定を受けている方は、所得
税の確定申告、市民税・県
民税の申告のときに、障害
者控除、または特別障害者
控除の適用を受けることが
できます。

医療費控除を受けるため
所得税の確定申告、市民税
・県民税の申告をする方は、
医師が発行する「おむつ使
用証明書」、または「知多
北部広域連合が主治医意見
書の内容について確認した
書類」を添付することで、
おむつ代が医療費として認
められます。

次のいずれにも該当する
方は、「知多北部広域連合
が主治医意見書の内容につ
いて確認した書類」の交付
を福祉課で受けることがで
きます。

- おむつ代に係る医療費控
除を受けるのが2年目以
降である方
- 介護保険の要介護認定申
請時に作成された主治医
意見書の障害高齢者の日
常生活自立度(寝たきり
度)が「B1」以上で、
尿失禁の発生可能性に
「あり」の記載がある方



障害者控除対象者認定書の交付を受けられる方

要件	区分	特別障害者	普通障害者
障がいの状態		寝たきり老人	知的障害者(重度)に準ずる
要介護度		要介護3～5	要介護1以上
要介護認定のために 作成された主治医意 見書の記載状況		・障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が、「B1」 以上であること ・認知症高齢者の日常生活自立度が「N」以上であること	
寝たきり状態の期間		毎年12月31日からさかのぼ って、6カ月以上の期間があ ること	

平成27年1月26日

介護保険要介護認定者のかた、
又はそのご家族等のかた

尾張旭市 健康福祉部 長寿課

「障害者控除対象者認定書」の交付について（お知らせ）

このことについて、下記の要件を全て満たす場合には、原則として確定申告や市民税申告等の税務申告における「障害者」又は「特別障害者」に準ずるとして、「障害者控除対象者認定書」が交付されますので、申告に必要なかたは下記により申請してください。

記

《要件》

- (1) 対象者自身が確定申告や市民税申告等の税務申告を行う場合、又は家族等が対象者を扶養親族として税務申告を行う場合。
- (2) 対象者が平成26年12月31日時点で満65歳以上である。
- (3) 対象者が平成26年12月31日時点で要介護1以上の認定を受けている。

※ 介護保険における主治医意見書や認定調査の内容から判断しますので、上記要件に関わらず、「障害者控除対象者認定書」が交付されない場合があります。

《申請方法》

裏面の申請書に必要事項を記入のうえ、長寿課へご提出ください。（郵送可）

※「障害者控除対象者認定書」については、後日申請者宛に郵送します。

《その他》

・身体障害者手帳等の交付を受けている場合は、申告時に同手帳の提示により障害者控除等が受けられますので、本申請は原則不要です。

・平成25年分以前の所得について、遡って申告する場合は、その旨を長寿課へお申し付けください。

担当 長寿課 長寿支援係

電話 0561-76-8143（直通）

0561-53-2111（代表）

内線 343・344

(ご注意) 本人またはその扶養者が、所得税等の税務申告を行わない場合は、この申請は不要です。

障害者控除対象者認定申請書

平成 年 月 日

尾張旭市福祉事務所長 殿

〒

《申請者》住 所

氏 名

電話番号

※申請者は、本人又はその扶養者のかた。申請者の住所に認定書を送付します。

次のとおり申請します。

対 象 者	住 所	尾張旭市
	氏 名	(介護保険被保険者証番号)
	生年月日	年 月 日 (歳)

☐平成 26 年 12 月 31 日現在の状態についての認定書 ☐左記以外の年 (平成 年)

この認定のために必要となる、要介護認定・要支援認定に係る調査資料及び福祉票等の私の心身状況を確認できる資料の閲覧を承諾します。

対象者(本人)氏名

㊞

※ここから下は記入しないでください。

障害者控除対象者調査票

心 身 の 状 況	(身体的特徴) ・身体障害者障害程度等級表(1・2・3・4・5・6)程度に該当(年 月)頃から ・障害老人の日常生活自立度(A・B・C)程度に該当(年 月)頃から ・その他特記事項()
	(精神的特徴) ・認知症老人の日常生活自立度(Ⅱ・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲ・Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・M)程度に該当(年 月)頃から ・その他特記事項()
そ の 他	介護認定の状況 : 非該当・要支援・要介護(1・2・3・4・5)(年 月 日認定)
	福祉票の心身の状況 : (その他参考事項)
認 定	非該当 ・ 障害者 ・ 特別障害者 (障害者控除対象者判断基準 — — に該当)

◆税理士による無料税務相談所
とき 2月16日(月)～2月20日(金)
午前9時30分～正午
午後1時～4時

ところ 市役所4階会議室

※e・Taxによる申告相談を行っていただきます。利用者認識番号、暗証番号がわかるときは持参してください。

対象となる方

- ①給与所得者および年金受給者の方
- ②前年分の所得金額(青色申告特別控除前または事業専従者控除前)が300万円以下の方
- ③消費税課税事業者である場合は、基準期間(平成24年分)の課税売上高が3,000万円以下で、かつ②に該当する方

◆次の方は刈谷税務署で申告してください。

所得税の確定申告の義務のある方で次の方は、出張受付会場および市役所の会場では申告受付ができません。直接、刈谷税務署で申告してください。

①営業など・農業・不動産・株の譲渡・譲渡所得・過年度分申告のある方(確定申告書のB様式の方)

②「住宅借入金等特別控除」を受ける方(平成26年中に入居され、今回初めて「住宅借入金等特別控除」の申告をする方)

③個人事業者の消費税および地方消費税を申告する方

④平成26年中に贈与を受けた方

◆確定申告をする外国人の方へ

確定申告を行う外国人の方のために申告方法などをホームページに掲載しています。(英語、ポルトガル語、スペイン語が用意してあります。)

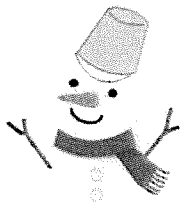
<http://www.nta.go.jp/nagoya/>

◆個人住民税についての寄附金控除の拡大

これまでの税額控除の対象に加え、所得税法上の認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金のうち、都道府県・市区町村が条例で個別指定した寄附金が追加されました。

この条例で個別に指定された認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金は、住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象ではないため、住民税の税額控除を受ける場合は、確定申告とは別に高崎市への申告が必要となります。

詳しくは、寄附先の団体や市役所に問い合わせてください。



要介護認定を受けている方の障害者控除

確定申告をする本人または扶養家族が「障害者(特別障害者)」に該当する場合、「障害者控除」として一定金額を所得から差し引くことができます。

この控除のための証明書として「身体障害者手帳」「療育手帳」などが必要です。

また、これらを持っていない方で、平成26年12月31日現在、要介護認定を受けている場合は、「障害者控除対象者認定書」により控除を受けることができますので、介護保険・障がいグループで書類の交付を受けてください。

なお、認定を受けている方の状態により証明書を発行できない場合もありますので、希望する方は事前に問い合わせてください。

おむつ使用に係る費用の医療費控除

確定申告で、おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、毎年申告の際に、寝たきり状態であること、および治療上おむつの使用が必要であることに

いて、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

ただし、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降であり、要介護認定を受けている方については、医師が発行する「おむつ使用証明書」がなくても「市が介護保険法に基づく要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類」により、寝たきり状態であることおよび尿失禁の発生の可能性があることが確認できれば、おむつ代が医療費控除の対象として認められます。

該当する方は、介護保険・障がいグループで書類の交付を受けてください。

なお、「介護保険主治医意見書」から該当項目を確認できない場合は、今までどおりの取扱いとなりますので、希望する方は事前に問い合わせてください。

問合せ先

いきいき広場内介護保険・障がいグループ

☎5219871



要支援・要介護認定を受けられている皆様へ

(障害者控除のご案内)

所得税法では、確定申告する本人または扶養家族が「障害者（普通障害者・特別障害者・ねたきり老人）」に該当する場合、「障害者控除」として一定金額を所得から差し引くことができます。

あなたご自身、又はあなたを扶養する方が所得税確定申告等をする際に、障害者手帳（身体・精神）や療育手帳の交付を受けていなくても、「障害者控除対象者」の認定書を提示していただきますと、「障害者控除」を受けることができます。

要支援・要介護認定者の方は、この「障害者控除対象者」に該当する場合がありますので、いきいき広場、ケアマネージャー、事業所等にご確認のうえ、認定書の交付申請をしていただくようご案内します。（認定書は毎年交付申請していただく必要があります。）

すでに障害者手帳（身体・精神）や療育手帳を所持してみえる方は、この申請は不要ですのでご注意ください。

問合せ先

介護認定に係る障害者控除対象者認定書の交付に関すること

高浜市役所福祉部介護保険・障がいグループ（いきいき広場内）

電 話 ０５６６－５２－９８７１

※日曜日、月曜日から金曜日における祝日、年末年始は申請できませんのでご注意ください。

【防災・安全】

守ろう文化財

消防署消防係

☎0562・92・0498

昭和24年1月26日、法隆寺金堂に描かれた日本最古の壁画が焼損したことを契機に、昭和30年から毎年1月26日が「文化財防火デー」と定められました。

当市においても貴重な文化財を火災から守るため、消防訓練を実施しますので、ぜひご参観ください。

なお、訓練終了後に、はしご車の試乗、煙体験、地震体験車による地震体験も併せて



開催予定です。

とき 1月25日(日)午前9時～

10時30分

ところ 沓掛町東本郷地内沓掛城址公園

内容 地域住民などによる初期消火訓練、消防署・消防団による放水訓練

【福祉・健康】

高齢者の「所得税等控除のための認定書」

高齢者福祉課介護保険係

☎0562・92・1261

所得税法や地方税法では、確定申告をする本人または扶養親族が身体障害者手帳などの交付を受けている場合、一定金額を所得から差し引くこと（障害者控除）ができます。

次の要件に該当する人は

「障害者控除対象者認定書」の対象となる場合があります。該当する人には障害者控除対象者認定書を交付しますので、高齢者福祉課まで申請してください。

対象要件 65歳以上の人で、

平成26年12月31日現在要介護等認定（要支援2以上）を受けている人

愛知警察署からの お知らせ

総務防災課防災安全係 ☎0562・92・8305

『事件・事故 緊急案件は110番』

1月10日は110番の日です。

110番は事件・事故の発生時における緊急通報の電話です。

早く 正しく 冷静に ダイヤルしてください。

『110番の日広報イベント』

とき 1月10日(出)午前10時～午後1時

ところ ナゴヤハウジングセンター

(日進梅森会場)

内容 白バイ、パトカーとの記念撮影など

緊急!

脳血管疾患の 予防と対策

保健センター ☎0562・93・1611

とき 2月13日(金)、2月20日(金)、2月27日(金)
午前10時～11時30分

ところ 保健センター

内容 ①前触れを見逃すな! その時あなたは何を?
②医食同源、食べてつながる体の健康
③体の歯車順調ですか? 毎日ちょこっと運動注入!

対象 市内在住の人 定員 25人(先着順)

参加費 無料 持ち物 筆記用具

申込み 1月13日(火)～保健センターへ電話または窓口にて

ナカノ金物

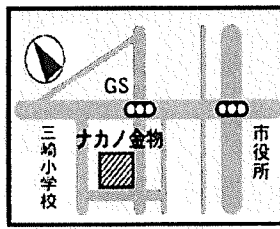
営業時間 7:00～20:00 (祝日は12:00迄) 定休日 日曜日 広告
電話 93-1017 住所 三崎町三崎4-5

お・す・す・め商品のご案内

刺身包丁・出刃包丁等 和包丁左利き あります!

包丁には両刃包丁と片刃包丁があります。この両刃と片刃の違いにより使い方や料理の仕上がりが変わってきます。また刃の付く方向で利き手の概念が生まれ、反対の場合では、全く使えない道具となってしまいます。

包丁の柄交換・研ぎ等 刃物のご相談は当店まで!



広告内容に関するお問い合わせは直接広告主へ

放送大学4月入学生募集

▼募集内容／

教養学部

・科目履修生(6ヶ月在学し、希望する科目を履修)

・選科履修生(1年間在学し、希望する科目を履修)

・全科履修生(4年以上在学し、卒業を目指す)

大学院

・修士科目生(6ヶ月在学し、希望する科目を履修)

・修士選科生(1年間在学し、希望する科目を履修)

▼出願期間/12月1日(月)～平成27年3月20日(金)インターネットからの出願可

▼その他/詳しい資料を無料で送付。お気軽にお問い合わせください。

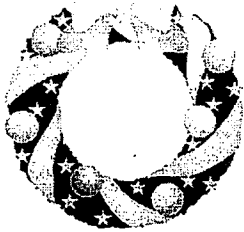
開放大学愛知学習センター

☎052(83)1771

(資料請求専用)☎0120(864)600

〒466-0825 名古屋市昭和区八事本町101-2

□<http://www.ouj.ac.jp>

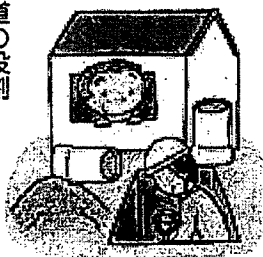


お知らせ

公共下水道早期接続へのお願い

●市の下水道事業

公共下水道は、平成22年度から始まり、その後区域を広げ、多くの方に宅内排水の接続をしていただいています。供用開始された区域で、まだ下水道への切り替えがお済みでない方は、1日も早い切り替えをお願いします。



●下水道の役割

下水道は、住宅地周辺での蚊、ハエや悪臭の発生を抑えるとともに、川や海の水をきれいにする役割があります。

●下水道への接続義務

・下水道が利用できる区域にお住まいの方は、くみ取り便所は3年以内に接続(下水道法、第11条の3第1項)
・その他の施設(水洗便所・風呂・台所など)は遅滞なく接続(下水道法第10条第1項)

●下水道接続工事

切り替え工事は、必ず、市で登録された指定工事に依頼してください。

●工事費用補助制度

接続にあたり下水道の供用開始日から3年以内の方は、排水設備工事の資金融資あっせんおよび利子補給制度や、接続の際に不用品となる浄化槽を雨水貯留施設に転用する費用の一部を補助する制度を設けています。
ご利用ください。

問八開庁舎下水道課 ☎(37)0231

愛西市新水道ビジョンご意見をパブリックコメント

▼閲覧/平成27年1月8日(木)～30日(金)市役所各庁舎および各施設に愛西市新水道ビジョン(案)設置、ホームページ掲載

▼意見提出方法/期間内に、所定用紙に必要事項を記入し、ふれあい箱へ投函、または郵送・FAX・メールで問い合わせ先へ提出。ホームページからの提出も可(用紙は、ふれあい箱に設置、ホームページからダウンロード可)
※郵送・FAX・メール・ホームページの場合は期限内必着、ふれあい箱への投函は施設開庁時間内

▼その他/意見に対し個別の回答はしません。ご了承ください。

問八開庁舎 下水道課

☎(37)0231 FAX(37)2095

〒496-8639

愛西市江西町大縄場15番地1

☐iyosuido@city.aisai.lg.jp

☐<http://www.city.aisai.lg.jp/>

おむつ代の医療費控除と障害者控除 介護保険被保険者証を 持参し申請を

持参し申請を

おむつ代の医療費控除

疾病などによりおむね6か月以上なたきり、医師からおむつ使用が必要と認められる方は、おむつ代を確定申告や市県民税の申告で医療費控除に含めることができます。

控除を受けるには、医師が発行する「おむつ使用証明書」と、おむつ代の領収書が必要です。

控除を受けるのが2年目以降で、介護保険の要介護認定を受けている方は、主治医意見書から必要事項(なたきりおよび尿失禁など)を確認できる場合に、申請により市が交付する「おむつ使用の確認書」をおむつ使用証明書に代えることができますので、事前に高齢福祉課へお問い合わせください。

障害者控除

介護保険の認定状況により、障害者(または特別障害者)として障害者控除が受けられます。

対象となる方へ平成27年1月中旬にお知らせハガキを送付します。

確定申告などで障害者控除を受ける方は、お知らせハガキを持参し、「障害者控除対象者認定書」の交付申請をしてください。

☐ 問 佐織庁舎 高齢福祉課 ☎(25)1111

※その他庁舎は、欄外各庁舎総合支所

金後納郵便

年 月 日

各 位

被保険者氏名
被保険者番号
生 年 月 日

年 月 日

通知番号

様

様

確定申告等にかかる老年者の
「障害者控除対象者認定書」の交付申請について
(お知らせ)

障害者控除対象者認定書交付に関するお知らせ
身体障害者手帳等をお持ちでない方で所得税等の
確定申告等で障害者控除をする場合は申請してください。

愛西市役所
福祉部高齢福祉課介護保険係
〒496-8601 愛西市瓢箪町池埜500番地1
TEL 0567-25-1111 (代)

日ごろは、愛西市の行政にご理解を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、所得税及び市県民税の確定申告等においては、申告者
本人または扶養親族が障害者に該当する場合、「障害者控除」を
適用し、所得から一定金額を差し引くことができます。
愛西市では、
年12月31日現在65歳以上の方で、
要介護認定(要支援認定を除く)を受けておられる人のうち一定の
条件を満たす方を「障害者控除対象者」として、認定書を交付
します。

なお、交付には申請が必要ですので各窓口で手続きをしてく
ださい。

- 持ち物■
- ・このはがき
 - ・窓口に来られる方の本人確認ができるもの

【注意事項】

- 1 被保険者本人や被保険者を扶養する方が、確定申告をする必要がない場合は、申請をする必要はありません。
- 2 本年度すでに障害者控除の申請をされている方又は、ねたきり老人の認定書をお持ちの方は改めて申請をする必要はありません。
- 3 身体障害者手帳等をお持ちの方は、申告時に手帳を提示すれば控除が受けられるため申請をする必要はありません。
- 4 この認定は、障害者各法に基づき障害者認定を行うものではありません。
- 5 このお知らせに関するお問合せは、高齢福祉課にお願いいたします。(通知番号をお知らせください) TEL 25-1111 (代)
- 6 税の申告に関するお問合せは、税務課にお願いします。TEL 26-8111 (代)

手続き方法等については、裏面をご覧ください

65 歳以上の方で介護保険の認定を受けている方の障害者控除について

市では、障害者手帳をお持ちでない 65 歳以上の高齢者の方に対しても、介護保険の要介護認定に関する情報をもとに、「**障害者控除対象者認定書**」を交付します。

なお、障害者控除対象者認定書の交付には 5 日程度かかりますので、お早めに申請してください。

対象者 市の介護保険第 1 号被保険者の方で、平成 26 年 12 月 31 日を基準日として要介護認定を受けている方のうち、要介護 1 以上に該当する方

※すでに障害者手帳などをお持ちの方は、この認定書がなくても「障害者控除」を受けることができます。手帳と認定書の障害者区分が異なる場合は、控除額の多い方で申告できます。

問合せ 高齢福祉課（清洲庁舎）

※広報原稿

要介護認定を受けている方の障害者控除について（お知らせ）

65歳以上の方で介護保険による要介護認定を受けている方は、清須市の発行する「障害者控除対象者認定書」により、所得税・市県民税の障害者控除の適用を受けることができます。

★申請のタイミング

12月31日を基準日として翌年の確定申告に使用しますので、翌年1月になってからの申請をお願いします。

★清須市の基準

区分	12月31日時点の要介護度	障害者控除の種類
A	要介護1・2の方	障害者
B	要介護3で、寝たきり度B2以下で認知度Ⅱb以下の方	障害者
C	要介護3で、上記以外の方	特別障害者
D	要介護4・5の方	特別障害者

☆ 障害者控除対象者認定書についてQ & A

Q. 所得税等の障害者控除の適用を受けられるのはどんな人？

A. 認定対象者本人又は認定対象者を扶養されている方
(所得税等のかからない方は不要です)

Q. 手続きはどのようにするの？

A. 1 「障害者控除対象者認定書交付申請書」を市役所高齢福祉課（清洲庁舎）、本庁舎・西枇杷島庁舎・春日庁舎市民サービスセンター窓口に提出してください。

※申請書は各庁舎の担当窓口にあります。（申請には印鑑が必要です。）

※高齢福祉課（清洲庁舎）では認定書を即日発行いたしますが、各サービスセンターでは即日発行が出来ませんので、後日、受領に来ていただくことになります。

2 交付された「障害者控除対象者認定書」を所得税等の確定申告時に提出してください。

Q. 障害者手帳を持っている場合も認定を受けたほうがいいの？

A. 障害者手帳により所得税等の障害者控除を受けることができるため、特に認定を受ける必要はありませんが、障害者手帳により受けられる障害者控除の区分が「障害者」である方で、上記の清須市の基準でC、Dの区分に該当する方については、認定を受けることにより「特別障害者」として控除を受けることができます。

お問合せ・・・清須市役所 健康福祉部 高齢福祉課（清洲庁舎）

TEL(代)052-400-2911

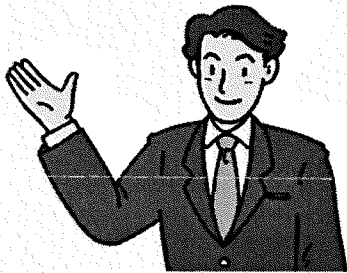
お詫びと訂正

広報みよし1月15日号(第1084号)の35ページに掲載の2月の相談「年金相談」中に誤りがありました。開催時間について、正しくは下記のとおりです。お詫びして訂正します。

▶とき＝4日・18日・25日の水曜日、12日の木曜日、①9:00～、②10:00～、③11:00～、④13:00～、⑤14:00～15:00

要介護認定者などの障がい者控除

高齢福祉課 ☎(32)8009 図(34)3388



本人または扶養している家族が介護認定を受けている場合、一定の要件を満たすときは、確定申告をすると障がい者控除として一定金額が所得から控除されます。控除対象者には、申請により「障がい者控除対象者認定書」を交付します。

- ▶交付基準＝次の全てに該当する人
- ①65歳以上の人で要支援2以上の人
 - ②認定調査票および主治医意見書の「障がい高齢者日常生活自立度」が自立、J1、J2、A1、A2に該当する人
 - ③認定調査票および主治医意見書の「認知症高齢者等日常生活自立度」が自立、Ⅰ、Ⅱa、Ⅱbに該当する人

【特別障がい者控除】

認定書交付基準に該当する人で、次のいずれかに該当する人は「特別障がい者控除」を受けることができます。

- ①要介護4または要介護5の人

②認定調査票または主治医意見書の「障がい高齢者日常生活自立度」がB1、B2、C1、C2に該当する人

③認定調査票または主治医意見書の「認知症高齢者等日常生活自立度」がⅢa、Ⅲb、Ⅳ、Ⅴに該当する人

▶認定基準日＝平成26年12月31日現在、または死亡日

▶申し込み＝印鑑(認め印)を持参して、高齢福祉課へ直接(認定証の即日交付は不可、後日郵送)

確定申告用の医療費(介護用おむつ代)控除証明書の発行

高齢福祉課 ☎(32)8009 図(34)3388

要介護認定を受けている人は、医師が発行した「おむつ使用証明書」の代わりに、市が発行する「医療費(おむつ代)控除証明書」(要介護認定に係る主治医意見書の内容により確認)を添付することにより、確定申告で控除を受けることができます。

▶発行基準＝次の全てに該当する人

- ①おむつ代に係る控除を受けるのが2年目以降の人
- ②主治医意見書の「障がい高齢者日常生活自立度」がB1、B2、C1、C2に該当する人
- ③主治医意見書の「尿失禁の発生可能性」が「あり」の人

▶申し込み＝印鑑(認め印)を持参して、

高齢福祉課へ直接(証明書の即日交付は不可、後日郵送)

●リサイクル用品(無料)の登録

- ▶譲ります＝赤ちゃん用玩具(据え置きタイプ)、歩行器、ベビーカー、ひな人形(7段飾り)、五月人形兜・鎧セット、五月人形兜セット
- ▶譲ってください＝ベビーゲート、自転車、ポータブルCDプレイヤー、エレキギター(ケース付)、電子辞書
- ▶登録期間＝3カ月間
- ▶登録方法＝譲ります、譲ってくださいに分け、住所・氏名・電話番号・商品名とその詳細情報(品質状態、購入年月日など)を明らかにして、環境課へ電話(☎(32)8018)、または直接
- ▶交渉の流れ＝①広報みよしに商品名を掲載②希望者は環境課へ電話連絡③登録者の住所・氏名・電話番号を確認し、登録者と直接交渉④結果を環境課へ連絡
- ▶注意事項＝①住所、電話番号などを希望者に教えることができない人は登録できません②登録品は広報掲載期間中、登録者の責任で保管してください③登録が不要になったときは、必ず環境課へ連絡してください

有料広告

問い合わせ＝広報課 ☎(32)8357 図(76)5021

KYGNUS

ガソリン 5円引/ℓ券

有効期限/2015年2月1日(日)から2月20日(金)まで

※必ず給油前に本券をスタッフにお渡し下さい。
※本券をご利用できる給油所は、記載の給油所に限ります。
※現金支払いに限りません。その他の割引サービスの併用不可。※コピー不可。

有限会社 近藤商会 ☎0561-32-1151(代表)

対象店舗

- 三好給油所 (みよし市三好町湯ノ前3-1) 営業時間/7:30～20:30
- 豊田宮上給油所 (豊田市宮上町6-41) 営業時間/6:00～24:00

新築・リフォーム 住まいのことなら

木 匠 香る Harada Kenchiku

<http://www.kikaoru.com/>

有限会社 **原田 建築** (0561)

みよし市明知町小石山45番地1 **32-1691**

確定申告における、おむつ代の医療費控除及び 障害者控除について

要介護認定により、次の各控除について該当すると思われる方は、介護保険証を持参のうえ、高齢福祉課（甚目寺庁舎）または地域包括支援センター（本庁舎・七宝庁舎）の窓口で申請をしてください。

おむつ代の医療費控除

おむつ代が医療費控除の対象として認められるには、医師が6か月以上ねたきり状態でおむつの使用が必要であることを認めた場合に発行する『おむつ使用証明書』と『領収書』が必要になりますが、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目からである場合には、市長が交付する『主治医意見書の内容を確認した書類』を『おむつ使用証明書』に代えることができます。『主治医意見書の内容を確認した書類』は、申請により、要介護認定を受けるときに利用した主治医意見書に記載されている内容で「ねたきり状態であること」及び「尿失禁の発生可能性があること」を確認し、発行します。なお、即時発行はできませんのでご注意ください。

障害者控除

本人または扶養親族が「障害者（または特別障害者）」に該当する場合、『障害者控除』として、一定金額を所得から差し引くことができます。

この『障害者控除』を受けるには通常、税の申告時に身体障害者手帳や療育手帳等の障がいの程度を証明する書類を提示していただいておりますが、手帳をお持ちでない方でも、65歳以上の方で平成26年12月31日現在（死亡の場合はその日）の介護保険の認定状況が、要介護1以上で、一定以上の障がいがあると認められる方は、市長が交付する『障害者控除対象者認定書』を提示しますと『障害者控除』を受けることができます。なお、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、等級により同等の控除を受けられる場合は、申請の必要はありません。（ただし、障害者手帳等では特別障害者に該当しないが、障害者控除対象者認定書では特別障害者に該当する場合には、申請が必要です）

※対象者には、1月中旬頃に申請書を送付しておりますが、要介護認定新規申請中の方及び要介護認定を継続して転入された方については、要介護1以上でも一定以上の障がいの有無が確認できず、申請書が送付されていない場合があります。該当すると思われる方は、介護保険証を持参のうえ、申請をしてください。

※この認定は、障害者各法に基づく障害者認定を行うものではありません。

申請・問合せ先 高齢福祉課 ☎444・3141

様

平成27年 1月16日



あま市役所 高齢福祉課

確定申告等の申告にかかる老年者の「障害者控除対象者認定書」の 交付申請について（お知らせ）

日ごろは、市行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

「障害者控除」を受けるには通常、税の申告時に身体障害者手帳や療育手帳などの障害の程度を証明する書類を提示していただいておりますが、手帳をお持ちでない方でも、65歳以上の方で平成26年12月31日現在（死亡の場合はその日）の介護保険の認定状況が、要介護1以上で、一定以上の障害があると認められる方、要介護4以上で6ヵ月以上ねたきりであると認められる方は、市が交付する「障害者控除対象者認定書」を提示しますと「障害者控除」を受けることができます。

交付には別紙の申請書が必要となりますので、注意事項を確認していただき、下記の窓口まで提出をお願いいたします。

■申請窓口■

下記の窓口で申請手続きが出来ます。

- ・ 甚目寺庁舎 高齢福祉課
- ・ 本庁舎 地域包括支援センター美和相談所
- ・ 七宝庁舎 地域包括支援センター七宝相談所

■問い合わせ先■

〒490-1198 愛知県あま市甚目寺二伴田76番地【甚目寺庁舎】
あま市役所 高齢福祉課 電話 052-444-3141

■持ち物■

- ・ 申請書
- ・ 窓口に来られる方の本人確認のできるもの
- ・ 印鑑

■注意事項■

- ① 被保険者本人や被保険者を扶養する方が、確定申告等をする必要がない場合は、申請をする必要はありません。
- ② 原則、身体障害者手帳等をお持ちの方は、申告時にそれを提示すれば控除が受けられるため申請をする必要はありません。
※身体障害者手帳等をお持ちの方でも、要介護認定者の方の中には、控除額が変更になる場合がありますので、「障害者控除対象者認定書」が必要な方は申請願います。
- ③ この認定は、障害者各法に基づく障害者認定を行なうものではありません。
- ④ 申請者が対象者およびその同一世帯で生計を一にする親族以外の場合は委任状が必要となりますので、必ず申請書の委任状欄に対象者の印鑑を押印願います。

○あま市要介護認定高齢者に係る障害者控除対象者認定事務要綱

平成22年10月22日

告示第222号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の所得税法上の取扱について(昭和45年6月10日社老第69号厚生省社会局長通知)及び高齢者の地方税法上の取扱について(昭和46年7月5日社老第77号厚生省社会局長通知)に基づく要介護認定高齢者に係る障害者控除対象者認定書(以下「認定書」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定基準日)

第2条 認定基準日は、認定書を必要とする年分の12月31日とする。ただし、年の途中で死亡した者については、死亡のときとする。

(対象者)

第3条 認定書の交付を受けることができる者は、本市に住所を有する精神又は身体に障害のある65歳以上のものとする。ただし、次に掲げる認定を既に受けている者は除く。

- (1) 愛知県療育手帳制度実施要綱第7に規定する療育手帳の交付を受けた者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
- (4) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定による戦傷病者手帳の交付を受けた者
- (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた者

(認定)

第4条 市長は、原則として別表の認定基準表により特別障害者控除対象者又は障害者控除対象者の認定をするものとする。ただし、現に取得している身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の等級により同等の控除を受けられる場合は、認定を行わないものとする。

(申請者)

第5条 認定書の交付の申請をすることができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 被保険者

- (2) 被保険者と同一世帯で生計を一にする親族
 - (3) 被保険者から認定書の交付に関する委任を受けた者
- (申請手続)

第6条 認定書の交付の申請をしようとする者は、あま市要介護認定高齢者に係る障害者控除対象者認定申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(認定書の交付)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、申請内容を審査し、認定基準に該当すると認めた場合は、あま市要介護認定高齢者に係る障害者控除対象者認定書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

2 市長は、審査の結果、認定基準に該当しないと判断した場合には、あま市要介護認定高齢者に係る障害者控除対象者非該当通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年11月1日から施行し、平成22年分所得税確定申告及び平成23年度市町村民税申告に係る障害者控除対象者の認定から適用する。

別表(第4条関係)

特別障害者控除対象者・障害者控除対象者認定基準表

障害者	(1) 知的障害者(軽度・中度)に準ずるもの	要介護1、要介護2又は要介護3かつ認知症高齢者自立度Ⅱ以上の者
	(2) 身体障害者(3級～6級)に準ずるもの	要介護1、要介護2又は要介護3かつ障害高齢者自立度A以上の者
特別障害者	(1) 知的障害者(重度)に準ずるもの	要介護4又は要介護5かつ認知症高齢者自立度Ⅲ以上の者
	(2) 身体障害者(1級～2級)に準ずるもの	要介護4又は要介護5かつ障害者高齢者自立度B以上の者
	(3) ねたきり老人	要介護4又は要介護5かつ障害高齢者自立度Cの状態が6か月以上継続する者

(注)

- 1 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項に規定する要介護状態区分をいう。

- 2 認知症である老人の日常生活自立度判定基準(平成5年10月26日老健第135号厚生省老人福祉局長通知)に基づく対象者の認知症の程度をいう。
- 3 障害老人の日常生活自立度(ねたきり度)判定基準(平成3年11月18日老健第102—2号厚生省大臣官房老人保健局長通知)に基づく対象者の寝たきり度をいう。

様式第1号(第6条関係)

あま市要介護認定高齢者に係る障害者控除対象者認定申請書

年 月 日

あま市長様

申請者 氏名

住所

電話番号()

対象者との続柄

年分の申告のため、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第10条第1項第7号及び地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条第1項第7号に規定する障害者又は所得税法施行令第10条第2項第6号及び地方税法施行令第7条の15の8第1項第6号に規定する特別障害者の認定を申請します。

なお、認定にあたり要件確認のため、必要に応じて介護保険等の情報を市が調査することに同意します。

対象者	被保険者番号										
	氏名										
	住所										
	生年月日	年	月	日	(歳)	性別	男・女				
	障害手帳	有(種類)(級)・無									

※ 申請者が対象者及びその同一世帯で生計を一にする親族以外の場合は委任が必要です。

上記申請者に申請を委任します。

年 月 日

対象者 住所 氏名

受付時 確認欄	*申請者の身分証明書の提示が必要です。									
	・運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード・健康保険証・社員証・住民情報・賦課資料等による確認 記番号等のメモ欄									
	*要介護度の確認									
	要介護 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5									

様式第2号(第7条関係)

(表)

あま市要介護認定高齢者に係る障害者控除対象者認定書

第 号
年 月 日

様

あま市長



次の者を、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第10条及び地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条又は第7条の15の8に規定する障害者・特別障害者として認定する。

対 象 者	氏 名			
	住 所			
	生年月日	年 月 日	性 別	男・女
障 害 理 由	障 害 者	☐ 知的障害者(軽度・中度)に準ずるもの		
		☐ 身体障害者(3級～6級)に準ずるもの		
	特 別 障 害 者	☐ 知的障害者(重度)に準ずるもの		
		☐ 身体障害者(1級～2級)に準ずるもの		
		☐ ねたきり老人		
認定基準日	年 月 日 現 在			
備 考				

(裏)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、あま市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この通知による処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、あま市を被告として(訴訟においてあま市を代表する者はあま市長となります。)提起することができます。
- 3 この通知による処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでもあま市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号(第7条関係)

あま市要介護認定高齢者に係る障害者控除対象者非該当通知書

第 号
年 月 日

様

あま市長

㊟

年 月 日付で申請されました要介護認定高齢者に係る障害者控除対象者認定申請の結果については、下記のとおり非該当とすることに決定しましたので通知します。

記

1 対象者氏名

2 非該当の理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、あま市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この通知による処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、あま市を被告として(訴訟においてあま市を代表する者はあま市長となります。)提起することができます。
- 3 この通知による処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでもあま市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第7条関係)

障害者控除対象者認定書に関する取扱要領

(目的)

障害者控除の対象となる者は、所得税法上の規定によって、「医師が発行したおむつ使用証明書」を有する者等に限られていた。

昭和45年6月10日付け社会局長通知で「高齢者の所得税法上の取扱いについて」により障害者控除の対象範囲が拡大された。

この通知の中で、市町村長等が障害者に準ずるものとして「障害者控除対象者認定書」を交付した者が障害者控除の対象に加えられたが、「障害者控除対象者認定書」の交付対象者の判断基準が示されていないことから、町長が交付するにあたって取扱いを定めるものとする。

(判断基準日)

- 1 所得税等の申告に係る当該年の12月31日の状況により判断する。ただし、その控除対象者が既に死亡している場合は、死亡時の状況により判断する。

(対象者)

- 1 65歳以上とする。
- 2 他法による次の認定を既に受けている者は除く。
 - ・療育手帳（知的障害者）
 - ・精神障害者保健福祉手帳
 - ・身体障害者手帳
 - ・戦傷病者手帳
 - ・原爆被爆者のうち厚生労働大臣の認定書
 - ・寝たきり状態である旨の医師の診断書

(町長が認定する際の障害者控除対象者認定の取扱い)

- 1 障害者控除対象者認定を受けようとする者は、障害者控除対象者認定申請書（様式1）を町長に提出するものとする。
- 2 申請書を受理した場合、障害者控除対象者調査票（様式2）により、対象者の障害の程度を調査する。
- 3 町長が認定する際の障害者控除対象者認定の取扱い（様式3）を基準に判断する。
- 4 障害者に準ずる場合は、障害者控除対象者認定書（様式4）に必要事項を記入し交付する。
- 5 過去に遡及して認定する必要がある場合は、備考欄に認定年月日を記載する。
- 6 町長は、前項の規定にかかわらず必要があると認めた場合は、申請を待たず一括して障害者控除対象者認定書を交付することができる。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成１２年４月１日から適用する。

附 則

この要領は、平成１８年１０月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２５年１月１日から施行する。

障害者控除対象者認定申請書

東郷町長 殿

(申請者)

住 所

氏 名

対象者との関係

()

電 話

所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 10 条及び地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 7 条又は第 7 条の 15 の 11 に定める障害者・特別障害者として認定を受けたいので申請します。

対 象 者	氏 名												
	住 所												
	生年月日	明・大・昭	年	月	日	性 別	男 ・ 女						
	介護保険被保険者番号	0	0	0	0	0							
状 況 等	要支援・要介護 状態区分	要支援 2 ・ 要介護 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5											
	認 定 年 月 日	年 月 日											
	認定の有効期限	年 月 日～ 年 月 日											
	障害者手帳	有 ・ 無	その他障害者控除に該当する 手帳・認定等						有 ・ 無				

障害者控除対象者認定に際して、東郷町で保管する要介護認定等に係る調査内容及び要介護認定審査会による判定結果の情報を閲覧することに同意します。

対象者氏名（本人署名）

障害者控除対象者調査票

対 象 者	氏 名			
	住 所	東郷町		
	生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
心 身 の 状 況	(理解及び記憶)			
	短期記憶 (□問題なし □問題あり)			
	意思疎通：認知能力 (□自立 □いづらか困難 □見守り必要 □判断できない)			
	意思疎通：伝達能力 (□自立 □いづらか困難 □具体的要求 □伝達できない)			
	(身体の状態)			
	□麻痺・筋力低下 (部位： 程度：□軽度 □中度 □重度)			
	□関節の拘縮 (□肩関節 □肘関節 □股関節 □膝関節 □足関節)			
	□失調・不随意運動 (□上肢 □下肢 □体幹)			
そ の 他	(その他)			
そ の 他	障害の原因となる 傷病名			
	要介護状態区分	要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5		
	認 定 年 月 日	年 月 日		
	認定の有効期限	年 月 日から 年 月 日まで		
	日常生活自立度	調 査 員	主 治 医	
	障害高齢者自立度			
	認知症高齢者自立度			

様式3 町長が認定する際の障害者控除対象者認定の取扱い

	施行令による定義	町長による判断基準
障 害 者	所得税法施行令第10条第1項第7号 (町長がその障害の程度により第1号又は第3号に掲げる者に準ずる として認定を受けた者)	
	知的障害者(療育手帳の表示がB又はCの者) 同条第1項第1号に掲げる者 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児 童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精 神保健指定医の判定により知的障害者とされた者	① 要介護認定が、概ね要介護1から3の者 ② 認知症高齢者の日常生活自立度により、概ね「Ⅱ」から「Ⅲb」 程度の者
	身体障害者(障害の程度が3級以下の者) 同条第1項第1号に掲げる者 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者	① 要介護認定が、概ね要介護1から3の者 ② 「身体障害者障害程度等級表一覧」により3級から6級に準ずる 者 ③ 障害高齢者の日常生活自立度により、概ね「A」程度の者
特 別 障 害 者	所得税法施行令第10条第2項第6号 (町長がその障害の程度により第1号又は第3号に掲げる者に準ずる として認定を受けた者)	
	知的障害者(療育手帳の表示がAの者) 同条第2項第1号に掲げる者 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児 童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精 神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた者	① 要介護認定が、概ね要介護4から5の者 ② 認知症高齢者の日常生活自立度により、概ね「Ⅳ」から「Ⅴ」程 度の者
	身体障害者(障害の程度が1又は2級の者) 同条第2項第3号に掲げる者 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として 記載されている者	① 要介護認定が、概ね要介護4から5の者 ② 「身体障害者障害程度等級表一覧」により1級又は2級に準ずる 者 ③ 障害高齢者の日常生活自立度により、概ね「B」又は「C」程度 の者

※障害者控除対象者認定書の取扱いについては、他法(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、身体障害者福祉法、戦傷病者特別援護法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等)を優先する。

障害者控除対象者認定書

第 号
年 月 日

殿

東郷町長

下記の者を、所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 10 条及び地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 7 条又は第 7 条の 15 の 11 に定める障害者・特別障害者として認定する。

申請者	住 所		氏 名	
対象者	住 所		性 別	男 ・ 女
	氏 名		生年月日	年 月 日
障害理由	障害者	(1) 知的障害者（軽度・中度） に準ず。	(2) 身体障害者（３級～６級） に準ず。	
	特 別 障害者	(1) 知的障害者（重度） に準ず。	(2) 身体障害者（１級、２級） に準ず。	
		(3) 寝たきり老人		
備考欄				

- 注 1 過去に遡及して認定する必要がある場合は、備考欄に認定年月日を記載する。
 2 申請者は対象者の障害事由の変更・消滅が生じた場合は、すみやかに町長にその旨を報告しなければならない。

障害者控除対象者認定書について

要介護認定を受けてみえる方で、身体障害者手帳などをお持ちでない方でも、要介護度や主治医意見書、認定調査の内容から「障害者」または「特別障害者」に準ずる者として町長が認めた場合、所得税や住民税の所得控除（障害者控除）を受けることができますので、税務申告時に今回送付いたしました「障害者控除対象者認定書」をご利用ください。

なお、この認定書は、本人又はその配偶者や扶養親族が所得税や住民税等の税金の控除を受けるためのものであり、**障害者手帳の代わりとなるものではありません。**

◆対象者

平成25年12月31日現在（死亡の場合は死亡日）で下記の要件すべてに該当する方

- ・満65歳以上の方
- ・要介護1～要介護5の認定を受けている方
（主治医意見書や認定調査の内容からも判断するため、要支援2の方でも状態によって対象になる場合があります。）
- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない方

◆認定基準と所得控除額

認定区分		身体状況等（めやす）	控除額	
			所得税	住民税
障害者	身体障害者（3～6級）に準ずる方	屋内での生活はほぼ自立しているが、介助なしには外出しない。	27万円	26万円
	知的障害者（軽度、中度）に準ずる方	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。		
特別障害者	身体障害者（1級、2級）に準ずる方	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。またはこの状況よりも重い。	40万円 ※35万円	30万円 ※23万円
	知的障害者（重度）に準ずる方	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。		

※同居している控除対象配偶者または扶養親族が特別障害者に該当する場合に障害者控除の額に加算する金額

◆留意事項等

- 1 この認定書は認定区分（障害者、特別障害者）に変更がない限り有効ですので、毎年の税務申告の際にこの認定書を提示するか、写しを添付してください。

なお、全対象者に一斉交付を行っていますが、本認定書は平成25年分の申告用ですので過去の分を申告する場合は、過去に交付された認定書を使うか、再度交付を受けてください。

- 2 平成25年中に死亡された方につきましても、本認定書が必要となる場合（死亡に伴う準確定申告時、配偶者及び扶養親族の障害者控除申告時等）があるため送付しています。

- 3 平成25年12月31日現在で障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けている方は、本認定書は無効となります。万が一誤送されてしまった場合は、申し訳ありませんが破棄していただきますようお願いいたします。

また、今後障害者手帳の交付を受けた場合も、手帳交付日より本認定書は無効となりますのでご注意ください。

その他、ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

問合せ先
東郷町役場 長寿介護課 介護保険係
0561-38-3111
内線 2115

障害者控除対象者認定書

様

大口町長 鈴木 雅博

下記の者を、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第10条及び地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条又は第7条の15の11に定める
として認定する。

対象者	住所			性別	
	氏名			生年月日	
障害理由					
認定年月日					
認定有効期間					

注

- (1) 認定書は、認定有効期間中の申告にご利用できます。複数年に渡る場合は、コピーをしてご利用ください。
- (2) この認定書は、再交付はしませんので、大切に保管してください。
- (3) 身体障害者手帳をお持ちの方は、控除額を考慮してご利用ください。

要介護認定者に対する障害者控除対象者認定書の交付について

所得税法や地方税法では、本人や配偶者その他の扶養親族が、介護保険における要介護認定状況により障害者控除対象者と認められる場合、税務申告において一定金額を所得から差し引くことができます。税務申告が必要な場合には本書を利用して下さい。（※障害者手帳の交付とは関係ありません。）

障害者控除対象者認定基準

65歳以上の要介護認定者のうち、

① 要支援2以上の者で、

- ・主治医意見書又は認定調査票の「障害高齢者の日常生活自立度」がA以上の者（身体障害3級から6級に準ずる者）
又は
- ・主治医意見書又は認定調査票の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の者（知的障害軽度・中度に準ずる者）

障害者控除

② 要介護4以上の者で、

- ・主治医意見書又は認定調査票の「障害高齢者の日常生活自立度」がB以上の者（身体障害1級・2級に準ずる者）
又は
- ・主治医意見書又は認定調査票の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅣ以上の者（知的障害重度に準ずる者）

特別障害者控除

※要支援2から要介護3の者で、主治医意見書及び認定調査票の自立度がともに特別障害者控除の基準を満たす場合は、特別障害者控除として認定します。

【お問い合わせ】

扶桑町役場 介護健康課 介護保険担当 電話 0587-93-1111（内線 234）



「基本チェックリスト」の
返送をお願いします

介護保険の認定を受けていない65歳以上の皆さんへ「基本チェックリスト」をお送りしました。まだ、「基本チェックリスト」の返送がお済みでない方は、お早めにお願ひします。

この「基本チェックリスト」の結果により、生活機能に低下が見られる方には介護予防事業（運動・栄養・口腔に関する教室）をご案内します。

問合せ先 役場 民生課

内線 115・1158

要介護認定高齢者の方へ
「障害者控除対象者認定書」
を交付しています

本人または扶養を受けている方が障害者である場合、確定申告などにより所得税や町民税・県民税の所得控除を受けることができます。

また、身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けていない方でも、65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている場合は、障害者控除の対象となります。

町では、介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の方で、認定基準日に次のすべての要件を満たす方に対し、申請により確定申告時に必要となる『障害者控除対象者認定書』を発行します。

対象

- ・ 65歳以上の方で、要介護1から5のいずれかの認定を受けている方

- ・ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳の交付を受けていない方

い方
介護保険の認定調査票での日常生活自立度の判定が、一定基準（左表のとおり）である方

特別障害者控除対象者・障害者控除対象者認定基準表

障害者	(1) 知的障害者（軽度・中度）に準ずるもの	要介護1、要介護2又は要介護3かつ認知症高齢者自立度Ⅱa以上の者
	(2) 身体障害者（3級～6級）に準ずるもの	要介護1、要介護2又は要介護3かつ障害高齢者自立度A以上の者
特別障害者	(1) 知的障害者（重度）に準ずるもの	要介護4又は要介護5かつ認知症高齢者自立度Ⅲa以上の者
	(2) 身体障害者（1級～2級）に準ずるもの	要介護4又は要介護5かつ障害高齢者自立度B以上の者
	(3) ねたきり老人	要介護4又は要介護5かつ障害高齢者自立度Cの状態が6か月以上継続する者

（注）障害高齢者自立度および認知症高齢者自立度は、原則として認定調査結果の日常生活自立度による。

申請に必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 申請者の身分を証明するもの

認定基準日 所得税申告の対象となる年の12月31日（基準日）での判定となるため、基準日に有効である要介護認定時の認定調査

票をもとに認定します。
※対象の方が年の途中で死亡された場合は、その死亡日を基準日とします。

問合せ先 役場 民生課
内線 115

シルバー人材センター
剪定会員募集

剪定作業に興味のある60歳以上の方を募集します。
申込・問合せ先 シルバー人材センター
☎（443）1680

シルバー人材センター
新規入会説明会

とき 1月14日・28日（水）
午前10時から1時間程度

ところ 総合福祉センター 高齢者生きがいセンター内
対象 町内在住の健康で働く意欲のある60歳以上の方

問合せ先 シルバー人材センター
☎（443）1680

保健センターからのお知らせ

無料クーポン検診対象のかたへ

子宮頸がん検診・乳がん検診・大腸がん検診

肝炎ウイルス検診・歯周疾患検診は受診されましたか？

検診の種別	対象者
子宮頸がん検診 (女性のみ)	平成 5(1993)年4月2日生～平成 6(1994)年4月1日生(20歳)
	過去(平成21年～平成24年)に、町の無料クーポン検診および町の検診を未受診のかた
乳がん検診 (マンモグラフィ) (女性のみ)	昭和48(1973)年4月2日生～昭和49(1974)年4月1日生(40歳)
	過去(平成21年～平成24年)に、町の無料クーポン検診および町の検診を未受診のかた
大腸がん 肝炎ウイルス検診 (集団検診のみ)	昭和48(1973)年4月2日生～昭和49(1974)年4月1日生(40歳)
	昭和43(1968)年4月2日生～昭和44(1969)年4月1日生(45歳)
	昭和38(1963)年4月2日生～昭和39(1964)年4月1日生(50歳)
	昭和33(1958)年4月2日生～昭和34(1959)年4月1日生(55歳)
	昭和28(1953)年4月2日生～昭和29(1954)年4月1日生(60歳)
歯周疾患検診 (個別検診のみ)	平成 5(1993)年4月2日生～平成 6(1994)年4月1日生(20歳)
	昭和58(1983)年4月2日生～昭和59(1984)年4月1日生(30歳)
	昭和48(1973)年4月2日生～昭和49(1974)年4月1日生(40歳)
	昭和38(1963)年4月2日生～昭和39(1964)年4月1日生(50歳)
	昭和29(1954)年4月2日生～昭和30(1955)年4月1日生(60歳)㊟

㊟本年度60歳を迎えるかた

検診期間／個別検診(医療機関):平成27年3月31日(火)まで

集団検診(保健センター):平成27年2月15日(日)のみ

※申込み方法は、5月下旬に送付した案内文をご確認ください。

問合せ／保健センター ☎(96)5711

要介護認定高齢者の障害者控除について

所得税法や地方税法では、申告する本人または扶養親族が障害者または特別障害者に該当する場合、一定金額を所得から控除することができる制度があります。

※本人または扶養者の所得税や住民税が非課税の場合は申請不要です。

※この認定書は、所得税や住民税の障害者控除にのみ適用を受けるものであり、障害者としてのサービスが受けられるものではありません。

障害者手帳をお持ちでなくても、平成26年12月31日現在で要介護認定を受けていて、一定以上の障害があると認められる場合には、障害者控除又は特別障害者控除を受けるための認定書を発行します。

手続き方法／申請者のかたの印鑑を持参して、高齢介護課へ申請してください。

問合せ／高齢介護課介護保険係(内線134)

広報 けえ 27年 1月号

障害者控除用認定証について

65歳以上の方については、障害者手帳などをお持ちでない場合でも、お身体の状況によっては、税の申告における障害者控除・特別障害者控除対象者に該当する場合があります。

障害者控除対象者認定書の発行を希望される場合は、申請をしてください。

対象者本人またはその扶養者が非課税で申告の必要がない場合は、申請する必要はありません。

※所得税申告の対象となる年の12月31日（基準日）での判定となるため、基準日に有効である要介護認定結果の「主治医意見書」をもとに認定します（ただし、対象の方が年の途中で死亡された場合は、その死亡日を基準日とします）。

※障害者手帳をお持ちの方は、確定申告時に障害者手帳を提示すれば控除が受けられますので、改めて当認定証を取得していただく必要はありません。ただし、障害者手帳3～6級をお持ちの方については、特別障害者控除が認められる場合がありますのでご相談ください。

申請に必要な物：対象者のかたの介護保険被保険者証
申請者のかたの印鑑（朱肉で押す印鑑）

申請の時期：平成28年1月4日（月）以降

〒

様

平成 年 月 日

美浜町役場厚生部福祉課

介護認定者の障害者控除対象者認定について（お知らせ）

様について、介護保険で要介護認定を受け別添の基準に該当すると思われ、所得税・地方税上の障害者控除の対象者となります。

認定を受けるには、確定申告を行う前に役場保険課介護係へ認定の申請を行ってくださいますようご案内いたします。

《 お問い合わせ先 》

美浜町役場 福祉課 介護係

〒470-2492 知多郡美浜町大字河和字北田面 1 0 6 番地

電話 0569(82)1111 内線 361・362・363

高額介護 サービス費の支給

●問い合わせ

知多北部広域連合 事業課

☎052-689-2263

要介護者などが1か月間に受けた介護保険サービスの利用者負担額が下表の上限額を超えた場合に、高額介護サービス費として知多北部広域連合から払い戻しがあります。

対象となる利用者負担額は、介護サービス費用の1割負担に限られます（福祉用具購入費・住宅改修費の1割負担、食費・居住費、日常生活費などは対象外）。

高額介護サービス費の支給対象となる可能性がある方に

利用者負担額の上限額

区分	世帯および個人 の上限額
生活保護受給者など	15,000 円
世帯全員が市町村民税非課税であり、下記①または②の方 ①老齢福祉年金受給者 ②合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	(世帯) 24,600 円 (個人) 15,000 円
世帯全員が市町村民税非課税で上記以外の方	24,600 円
市町村民税課税世帯の方	37,200 円

※世帯内に複数の利用者がある場合は利用者負担額を合算

は、知多北部広域連合から「高額介護（介護予防）サービス費給付のお知らせ」が送付されますので、同封の申請書を申請窓口にて提出してください。

また、高額介護サービス費は利用者負担額を支払ってから2年で時効となり、申請できなくなりますので注意してください。

●申請手続きの注意

同一世帯で複数の方が介護保険のサービスを利用している場合は、世帯内の利用者全

員の申請が必要になりますので、利用者全員分の申請書を提出してください。ただし、すでに世帯の一部の利用者が支給を受けている場合には、新たに対象となる方のみ申請書を提出してください（すでに受給している方は申請不要）。また、申請は初回のみで2回目以降は不要です。詳細は問い合わせてください。

●申請窓口

福祉課 内線124

！ 確定申告控除

要介護認定者の所得税などの障害者控除

所得税と町県民税の障害者控除は、身体障害者手帳などを持つている方以外に、次の条件に該当する方も受けられます。「障害者控除対象者認定書」を発行しますので福祉課へ申請してください。

●対象

- 平成26年12月31日現在、満65歳以上の方
- 普通障害者：要介護1以上と認定された方
- 特別障害者：介護保険の要介護度が3以上の方のうち、次のどちらかに該当する方
- ①申告対象年の12月31日からさかのぼって6か月以上寝たきりの状態が続いていて、要介護認定の際に提出された主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」がB1、B2、C1、C2の方
- ②要介護認定の際に提出された主治医意見書の「認定された主治医意見書の「認

知症高齢者の日常生活自立度がIVかMの方

おむつに係る医療費控除

おおむね6か月以上寝たきり状態で、医師によりおむつの使用が必要と認められた方のおむつ購入費は医療費控除の対象となるため、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

介護保険の要介護認定を受けており、次のいずれにも該当する方は「おむつ使用証明書」に代わる証明書を発行しますので、福祉課へ申請してください（無料）。

- ①おむつ代に係る医療費控除を受けるのが2年以降の方
 - ②要介護認定のために提出された主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」がB1、B2、C1、C2のいずれかであり「尿失禁の発生可能性」の記載が「あり」の方
- 問い合わせ
- 福祉課 内線124

後期高齢者医療の 高額療養費など

●問い合わせ

保険医療課 内線153

後期高齢者医療で医療機関にかかったときの窓口負担額が高額になった場合、次のような制度があります。対象となる方には後期高齢者医療広域連合から「お知らせ」を送りますので、役場保険医療課で手続きをしてください。

ただし、ほかの市町村から住所を移された方や、死亡された方などには「お知らせ」がでないことがあります。心当たりがある場合は、保険医療課へ問い合わせてください。

高額療養費

1か月の医療費が高額になり限度額を超えた場合、後期高齢者医療広域連合からの通知を受けて申請すると、限度額を超えた分が高額療養費として後から支給されます（2回目以降は申請不要）。

・外来だけの自己負担金額が個人の限度額を超えた場合は、その限度額を超えた分を支給

・入院を含む場合や同じ世帯に後期高齢者医療で医療を受けている方が複数いる場合、その自己負担金額の合計が世帯の限度額を超えた分を支給

高額介護合算療養費

同じ世帯の後期高齢者医療制度の加入者が1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、下表の自己負担区分ごとの自己負担限度額を超えた場合に申請すると支給されます。

■高額療養費の自己負担限度額

負担区分	自己負担限度額	
	個人の限度額 (外来のみ)	世帯の限度額 (外来+入院)
現役並み所得のある方	44,400 円	※80,100 円+ (医療費-267,000 円)×1%
一般	12,000 円	44,400 円
区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円
区分Ⅰ		15,000 円

※負担区分が現役並み所得のある方で、過去1年間に3回以上、世帯の限度額を超えて高額療養費に該当している場合、4回目から世帯の限度額は44,400円

■医療費と介護サービス費を 合算する場合の自己負担限度額

負担区分	自己負担限度額
現役並み所得のある方	67万円
一般	56万円
区分Ⅱ	31万円
区分Ⅰ	19万円

※自己負担額の計算対象となる期間は、毎年8月1日から翌年7月31日まで

※高額療養費や高額介護（予防）サービス費に相当する額は、計算対象の自己負担額から除く。

※入院したときに医療費の自己負担額以外に負担した食事代や差額ベッド代などは対象外

介護サービス利用に 関する法律相談 (無料・予約制)

- とき
2月5日(木)
午後1時30分～4時30分
- ところ
役場 相談室1
- 内容
介護サービスの利用上で生じたサービス事業者とのト

ラブルに関する相談で、法律問題を含むもの

●対象

知多北部広域連合から要介護または要支援の認定を受けた被保険者およびその介護者

●定員 6名(先着順)

●応対者

知多北部広域連合
顧問弁護士 熊田 均氏

●申し込み

1月8日(木)～22日(木)
の午前8時30分～午後5時
に電話で問い合わせ先へ
※相談したい内容が分かる
ようにしてください。

●問い合わせ

知多北部広域連合 総務課
052(689)1651